

令和3年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年3月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年3月8日 午前9時宣告

開 議 令和3年3月8日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森	正彦
	8番	片岡	勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村	統正
	11番	中村	卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村	清勇
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和3年 3月 8日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、邑田昌平議員から欠席の届けがまいっておりますので、報告しておきます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

9 番、松浦隆起君の発言を許します。

9 番（松浦隆起君）

おはようございます。9 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日も 3 点、お伺いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 点目に、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の本町の取り組みについてお伺いいたします。昨年の 2 月 29 日に高知県において、初めての感染者が確認をされてから 1 年がたちました。この間、全国一斉休校や緊急事態宣言の発令、自粛要請など、今までの暮らしとは 180 度違う暮らしに変えざるを得ない 1 年となりました。そしてそれは残念ながら、まだ終わってはならず、ウィズコロナと言われるように、コロナとどう向き合い乗り越えていくのかが大きな課題となっております。その乗り越える一つの切り札と言われているのがワクチン接種であります。本日は、このワクチン接種について、本町の取り組み方についてお聞きをしたいと思っております。町長の行政報告でも報告をしていただきましたので、重複する部分も出てまいりますが、確認の意味でもお聞きをいたしますので、御答弁いただければと思います。

2 月 17 日には、医療関係者に向けて、日本において初となる新型コロナワクチンの先行接種が東京医療センターにおいて行われ、高知県においても 19 日に先行接種が行われました。厚生労働省によりますと、接種は医療従事者向け先行接種、そして医療従事者向け優先接種、その後 65 歳以上の高齢者向け優先接種、そして持病のある人などを優先にその他の一般の方という順で行われると言われております。接種回数は 2 回となる見通しで、ファイザー製の場合、3 週間の間隔を空け、接種対象は当面 16 歳以上になる見込みでござい

ます。

医療従事者向け優先接種は、県が実施をし、高齢者向けの優先接種以降は、実施主体が市町村ということになり、本町も実施主体として町民のワクチン接種を進めていくこととなります。政府の計画では、高齢者の優先接種は4月12日から順次開始され、全ての市区町村にワクチンが行き渡り、町長の報告にもございましたが、接種が本格化するのには26日の週になる見通しでありまして、5日の時点で厚生労働省のホームページで発表された情報によりますと26日の週に全ての市区町村に1箱届くというふうにされておりますので、時間的には非常にタイトなスケジュールの中で行わなければならない。そこで提案も含めて、7点についてお聞きをしていきたいと思っております。

まず1点目に、町民に対する今後のワクチン接種の進め方に関して、短期、中期、長期の接種率も含めた進捗目標とスケジュールをお示しをいただければと思います。ただ、国からの情報がまだまだ未確定のものが多く、ワクチンの本町への供給量、また、時期も確定するまでには至っておらず、担当課の方も大変ご苦労されていると思いますので、現段階で把握できている情報をもとにしたもので結構でございます。また、本町における接種対象者の人員を、わかるようであれば優先接種、そして高齢者の方、優先順位の高い方、一般の方と分けて、わかればお示しいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐川町におけますこの高齢者等以降の住民の方への接種の見込み、計画ということでございますけれども、まずは、短期的にはまず国が示しているとおりに高齢者のほうから始めることとなります。高齢者への接種につきまして、現時点ではいつから始めるかというところについては、まだ確定はできておりませんが、4月26日の週には1つは届くということでございます。

ただ、その1箱という単位の中で、これがワクチンの接種回数で換算しますと1千回程度ということになります。ファイザー社の接種は2回しなければならないということですので、これが人数分になおすと500人分という形になります。国のほうからはその1箱届きますけれども、これを2回分をまとめて送るという方針になって

おりますので、佐川町としても仮に1箱届くということになると、500人分の計画をまず立てなければならないと考えてます。

現時点ではまだ確定はできておりませんが、高齢者の方でも特に入院をされている方とか、高齢者の施設に入られてる方、こういった方々をまず優先するべきではないかというふうには考えております。その中で、これはファイザー社のワクチンのしっかりした管理が必要になってきますので、その管理ができる医療機関と連携させていただいて、そちらの方を優先してまずはやっていくのがまず今のところの考え方です。順次ワクチンが届き次第、一般の方への高齢者へも接種をしていくという形になります。

で、佐川町としては接種については各医療機関、行政報告でも申し上げましたが、町内の各6つの医療機関に協力をしていただいて、個別接種を中心にやろうというふうに考えております。それプラス集団接種を組み合わせて体制を整えていくと。まずこれを高齢者をまず先、計画を進めていく中で、あと中長期的と言いますか、その部分、高齢者以外の接種については、これはまだ全然国のほうから情報が届いておりません。一部には7月以降ということも聞いてはおりますけれども、国からの情報が出次第、どういうふうに接種をしていくということはまた改めて検討していくということになります。

対象者につましてですけれども、佐川町での16歳以上の人口、それから医療従事者関係と言いますか、施設で働いている方、こういった方々も一定を含めると約1万1千人程度おいでるかなと、全体で、考えております。その中で、高齢者65歳以上につましては、令和3年度に65歳以上になる方が優先接種の対象になりますので、約5,200人程度おいでるというふうに考えております。対象者としては以上になります。

9 番（松浦隆起君）

それでは、2点目の接種体制についてお聞きをしたいと思います。今、課長からも答弁をいただきましたが、ワクチンがいつ届くのかということによって非常に左右される状況でございますので、なかなか不確定が多くて大変だと思いますが、少し、答弁をしていただいた、先に答弁していたところもありますので、少し重なりますが、あわせて答弁していただきたいと思います。

このワクチン接種については、原則、住民票がある市区町村の医

療機関や市町村が設ける会場で実施をされると。で、市区町村から接種券が届き、そして電話やインターネットで予約をし、接種券と本人確認書類を持って会場へという流れになると聞いております。接種方式としては、先ほど課長からもありましたが、受託医療機関で接種する個別接種と、集団接種の2つの方式となります。県によりますと、ワクチンは複数回分が1バイアルとして提供される。多分1バイアル、今言われているのは5回程度と言われておりますが、そういうことから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要があるということが県から出されております。その意味では、自治体がしっかりとハンドリングをしていく、個別接種で医療機関に受託をするとしてもそのあたりのことは必要ではないかと思っております。そういった点を踏まえた上で、本町ではどのような体制で行うのかお聞きしたいと思います。また、接種会場として、どの医療機関で行うのか、また、集団接種としての会場はどの施設を予定をされておられるのか改めてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町におきましては先ほども少し申し上げましたけれども、方針としては医療機関、各医療機関で個別接種をしていただくということを中心にして集団接種も組み合わせていくというやり方を取りたいと考えております。

なぜ、こういう考え方になったかということでございますけれども、やはり、この新しいワクチンにつきましては副反応、アレルギー反応、そういったものを心配される方が多いというふうに考えております。そういった御心配を少しでも取り除くと言いますか、和らげるために、普段かかりつけでかかられている医療機関、主治医の方に接種をしていただければ、そういった心配も少しは和らげるのかなというふうにも考えております。そういった個別接種をできる体制を整えながら、ただ、佐川町の個別接種ができる医療機関、これ6つと言いましたけれども、申し上げますと、高北病院、それから清和病院、西森医院、森耳鼻咽喉科、藤井医院、くぼたこどもクリニックとこの6つの医療機関と今話をさせていただいております。個別接種に御協力いただくと、いただけるという意向を示していただいております。

で、この6つは普段インフルエンザ等の予防接種をやっていた

いているということもありますので、御協力いただくんですけれども、ただ、接種の能力といいますか、その部分では基本的には通常の診療時間内にやっていただくということで基本的にはお願いをしております。ですので、1日に接種できる人数が限りがありますので、現在のところこの6つの医療機関で1週間で約500人程度の接種ができるのではないかとということで、個別に話をさせていただいた積み上げがその500人程度となります。それプラス、それではなかなかカバーしきれないので、集団接種という形で、これは場所は今のところ健康福祉センターかわせみ、こちらのほうで平日以外の土曜日もしくは日曜日に何回か集団接種をしながら、全体でカバーしていこうというふうに今現時点では考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

はい、6つの医療機関と集団接種会場ということでございます。行政報告においても、町長から医療機関を補完する形で集団接種を行うと言われておりましたし、今、課長からの答弁でも個別接種を中心に補完する形でというお話でした。

ただ、仕事をされておられる方やそれから16歳以上ですから学生さんたちも対象になるわけで、平日になかなか接種に行けない方もおられると思います。で、特に高齢者の方は平日等でも対応できるでしょうが、特に現役世代の方はやはり休日という形にならざるを得ない部分が多いのではないかと。その意味では集団接種の受け入れ人数を増やしていくということも必要であろうと思いますし、病院において、特に、民間の病院の方には難しいかも分かりませんが、高北病院等では、例えば、日曜日に接種を行うということなど、そういう計画的な体制が必要だと思われます。その点についてもう一度お答えをいただきたいのと、この集団接種と個別接種の、個別接種を主にとということでしたが、具体的に比率をどのように今考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この集団接種、特別会場での接種ということで、かわせみをと、今、対応させていただいております。このキャパといいますか、人数の計画につきましては現在のところ高齢者、まず、高齢者5,200人対象という形で考えておりますけれども、その中には施設、それから医療機関等でされる方もおいでま

す。それを除いて、約 7 割、70%の接種率ということで今計画を立てております。

その 70%の接種率をかけ算いたしますと、高齢者に関しましては 3,400 人程度が個別接種あるいは集団接種でカバーしていくと、カバーしていかなければならないということになっています。で、先ほど申しました個別接種、医療機関での個別接種が 1 週間あたり 500 人程度の計画を立てておりますので、それを全体で今計画を立てているのは高齢者の計画になっておりますけれども、接種開始から 12 週間、12 週間で終了させていくという考え方のもとにはじきますと、集団接種をやっていく日数としては 6 日程度は必要であると。

1 日あたりの集団接種の人数といたしましてはこれは 2 つの診療といいますか、2 つのレーンを構えて、お医者さんをお 2 人、なんとか計画を開始してやっていくということで行きますと約 170 人カバーができると。そういった計画を立てまして、6 日間程度で、あとはその接種率が上がっていくとかいうことになってくると少しかわせみのほうの日数を増やしていかないかんとかいうこともあり得ます。これは柔軟に対応していくという形にさせていただいております。以上のような考え方です。

9 番（松浦隆起君）

やはり、課長言われたように、高齢者の方は普段から病院に行かれてる方も多くて、かかりつけという形が考えられますが、現役世代の方、私もそうですが、かかりつけというのがありませんので、どうしても集団接種のほうに流れていくのではないかなと考えておりますので、集団接種にもある一定、容量が出てくるということは想定して進めていただいたほうがいいのではないかなと思います。

先ほども申し上げましたが、このワクチン接種は、原則、住民票所在地での接種とされておりますが、やむを得ない事情がある場合、これ、いくつか例も県から出ておりますが、住民票所在地以外でも受けられるということで、例えば、先ほど課長からもありましたが、入院や高齢者の施設などに長期滞在している場合は、申請書なしで、住民票所在地以外で接種することができるとされております。こういった方たちは、具体的にどういった形で接種を行っていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この原則としてはコロナウイルスの予防接種、ワクチンの接種につきましては、住民票がある市町村で行ってくださいという基本的な国の考え方があります。ただ、先ほど松浦議員がおっしゃったように、入院をされている方とか、あるいはその学生さんで住民票を置かれて、下宿とかしている方とかさまざまございます。そういった方々に対してどうするかということで、国のほうが考え方、例外の取り扱いということで示しております。

まずは、入院をされている方とか、高齢者の施設に入所されている方、それから基礎疾患がお持ちで主治医が例えば佐川町外の方、佐川町外の医療機関にかかっている方、そういった方については、接種をするときに施設であれば施設のとりまとめ役といいますか、そういった方に申し出ていただく。それから町外の医療機関にかかっている方はその接種をするときに主治医にお話をするということで例外的にそれでできるというふうになっております。

で、それ以外の現在ですね、例えば出産のために里帰りしている妊産婦であるとか、あるいは下宿している学生さんとかについて、住民票がある市町村に申し出をしていただいた上で届け出が必要になっております。で、その届け出をして、届け出済み証というものを佐川町の住民さんであれば、健康福祉課になると思いますけれども、発行させていただいた上で、住所外で接種ができるという取り扱いになっております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

その入院や施設等の高齢者の方は具体的にどういう手続きをとってどこで接種をされるのか、その点についてお聞きしたいです。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この高齢者の施設の入所者につきましては、町内では高齢者施設 11 カ所あるというふうに把握をしております。現時点で佐川町の健康福祉課のほうでそれぞれの施設の代表者、とりまとめ役の方についてどういう接種の仕方を施設がするかということで、照会をかけさせていただいております。

普段インフルエンザの予防接種等をするときには嘱託医、協力医療機関といいますか、そういった主治医がおられて、接種をしていると思います。そういうことも踏まえて各施設、それから嘱託医がある医療機関と話をされて、例えば施設のほうにお医者

さんが出向いて接種をする仕方、それから逆に医療機関等のほうに送迎をして高齢者等を接種をする仕方と、この2通りが恐らく考えられると思うんですけれども、それを施設ごとに医療機関と調整をさせていただいて、今、健康福祉課のほうがとりまとめをさせていただいてるという段階でございます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、わかりました。それぞれの施設で健康福祉課と連携を取りながらどういった対応をするかということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

今、課長からも送迎という話もありましたが、この高齢者向けの優先接種で課題となってくるのが、1つが足の確保でございまして、これは障害者の方も含まれる課題であると思います。1人では接種になかなか行けない方、また、接種会場への移動手段を持たない方たちをどう接種へと結びつけていくのかも重要な課題でございます。送迎バス、また、ぐるぐるバスの利用など、何らかの手立てを考える必要があるのではないかというふうに思います。また、自宅からなかなか出られない、移動できない、そういう方もいらっしゃると思いますが、こういった方たちへの対応をどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この接種会場への足の確保ということでございますが、これについても大きな課題があるというふうに認識をしております。特に高齢者の方、それから足が不自由な方についてはなかなか自力でという方も難しい方もおいでだと思います。

現時点で佐川町の接種が始まるのが早くて4月下旬以降になるということで、それまでの間には個別に接種券を送る必要があります。今のところ、現時点でそういった方々へ対しては、まだ検討中ではありますけれども、例えばタクシーを使ってですね、タクシーを御利用、町内のタクシー、それから介護タクシーもありますので、そういったものを使っていただいて、接種の予約をしている医療機関へ行ってもらう等の対応できないかということで、今検討し始めたところでございます。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

個別で対応されるということですが、タクシー等で自分で行ける

方は行けると思いますが、その、介助が必要であるとか、それから先ほと言いましたように家からなかなか外へ出られない、そういった方はこれからの検討になるのかもわかりませんが、今の時点ではどのように考えておられますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。現時点ではまだ細かく検討はこれからということでございますが、まずは先ほと言ったタクシーの利用を、これはタクシー会社の協力が必要になりますけれども、そういったところ、それから平日におきましてはぐるぐるバスが走っておりますので、そういったところを活用していただく、あるいは高齢者の中ですね、普段、見守りといいますか、訪問等していただいておりますが、あったかふれあいセンター、こういったところの送迎の活用ができないかということで、検討はしてみたいというふうに考えてます。

そういったところを全体的に含めてですね、出られない方といいますか、そういう方ができるだけ少なくなるように対応していきたいと考えています。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。課長の回答に少し補足をさせていただきますが、日ごろ、介助を必要とされてる方はできるだけ日ごろの形で介助者についていただいた上で移動、接種可能な医療機関に、もしくは集団接種の会場においていただいてワクチン接種をうけていただくということがいいのではないかなというふうに思っております。

ただ、家を出られないという方はいらっしゃいますので、その方には日ごろ、かかりつけ医がいる場合もあると思います。往診をした上でワクチン接種をするということも今検討の中には入っておりますので、ありとあらゆる高齢者、住民の皆様の要望に細かく答えられるように対策をしていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、今、町長から御答弁いただいたように、この接種はあくまでも本人が希望する方が接種を受けるわけですが、今、希望される方が皆さんが受けられるように今町長がそういう答弁をいただきましたので、ぜひその方向で、これなかなか人員が多いので、対応す

る行政側も本当に大変だと思いますが、御尽力いただければと思います。

で、もう1点、確認をさせていただきたいと思いますが、これは、危機管理という点で想定をしておかなければならないことだと思いますので、お聞きをしたいと思います。

副反応等における例えば不測の事態が起きた場合、万が一にでも発生した場合の対応について、どのような準備をされておられるのかお聞きをしたいと思います。

3月5日の時点で約4万6千件、4万7千件弱の接種で副反応が4件程度出ているということでありまして、今朝の時点で言いますと、そのうち3件、アナフィラキシーが出ていると。で、1人の方は、3人とも投薬をして状態が落ち着いて、1人の方は今、経過観察で入院をされているというようなこともありましたが、こういう事態が起こらないとは言えない。で、町長の行政報告や、先ほどの御答弁でもあったように、接種会場は集団接種会場とそれからそれぞれの医療機関であるということでありまして、おのずと対応はそれぞれの現場に任せられるというふうに思います。それだけに、こういった事態が起きたときの事前の対応について想定をしておく必要があると思われませんが、この点についてはどのような検討をされているのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この副反応についての現場での対応ということになるかと思えます。この点につきましてはまず個別接種をしていただく医療機関につきましては、副反応の対応の現場での対応ということについては、今後、情報も共有させていただくということにはなりますけれども、基本的にはインフルエンザの予防接種をしていただいている医療機関になりますので、現場での対応、例えばアナフィラキシーの反応が出た場合の救急措置というものは対応をしていただけるというふうに考えております。

問題なのは集団接種、特別会場での、今かわせみでと考えておりますが、その体制につきましても、これについては特に高北病院、高北病院での、会場はかわせみで行いますけれども、形としては高北病院の巡回の接種をする、で、会場をかわせみで行うという考え方を今、基本的な考え方をしております。で、その中で、当然必要な物品、それから経過観察をしていただく看護師さん等の配置、それ

から応急措置の体制というものをその会場でつくりあげて、対応していくという形をとると考えてます。

あとは、救急搬送が必要になることも可能性としてはあるということで、特に、集団接種をする日程については高吾北消防さんのほうに情報提供をさせていただいて、すぐに対応ができるような形の情報提供もさせていただこうというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、課長から答弁いただきましたように、実際は現場の対応ということになりますが、考え得る想定等含めて、事前に医療機関の方、また、集団接種についても準備をしておくということが必要だと思います。

この危機管理の点で関連してもうひとつお聞きをしますが、今、各自治体では、この、特に集団接種に向けて訓練を行っているという自治体が増えてきております。内容としては受付、それから検温・予診票の記入、そして医師による問診、そして接種、接種済み証の交付、それから最後に体調に変化がないか 15 分から 30 分の経過観察を行うというのが一連の流れと聞いております。

で、実際に厚労省と連携をしながらこの訓練を行っている自治体の例では、受付から接種済み証の交付までの所要時間が一人当たり約 13 分から 26 分。問診の際に、「腰が痛い」であるとか、「アレルギー反応が心配です」といった健康上の相談が長引いて目詰まりが起きる場面があったということで、問診とは別にこういったさまざまな質問に対応する相談コーナーを別に設けておく必要があるのではないかという課題も見つかったようであります。

また、会場の感染防止対策については、この訓練を行った自治体では、アクリル板など大がかりな設備は使用せずに窓を開け放ち、椅子の間隔を 1.5 メートルに保つことで対応し、体温計や椅子、筆記具などは接種希望者が使い終わる度にスタッフが消毒したということであります。こういったことから本町においても、特にこの集団接種の会場における訓練というのが必要になってくると思いますが、この点についてはどう御検討されているのかお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この集団接種の訓練につきまして、現時点では高北病院の担当者と図面上でこういう体制をとった

らいいという話をさせてはいただいております。その中で、先ほどおっしゃいました、相談コーナーを設けるであるとか、その換気の仕方、それから消毒の関係ということも話をさせていただいています。今後、3月に入りましたので、早いうちに現場でどういう流れになっていくかというところは現場でデモをやりながら、再度検証をしながら体制を整えていくということを考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

今、図面上で行っていただいております、後にデモを行うということでございました。まあ、図上訓練と実際に現場で動きを確認しながらというのは全く違う問題点等も見つかってくる、先ほどの目詰まりが起きたとかということもそうありますので、実際に接種をするという想定でシミュレーションをしっかりといただければ、当日、特にスタッフの方等も慌てがなくなるというふうに思いますし、円滑な接種につながると思いますので、ぜひよろしく願います。

3点目に相談窓口についてお伺いをいたします。全国の自治体では、このワクチン接種に向けて、早くからコールセンターや相談窓口を設置し、住民の皆さんの不安や疑問点等についてお答えする体制を整えているところが多くございます。

先日、高知市においてもコールセンターが開設をされたという報道もございました。事前にお聞きをしたところ、相談窓口としての設置や、専用ダイヤルの開設は考えていないというお話でした。しかし、今回のワクチン接種は国の一大事業と国家事業とも言われている事業でありまして、言い換えれば本町にとってもこれだけの規模の接種を行うというのは一大事業と言えると思います。そういった取り組みを行う時には、やはり町民の皆さんの不安・疑問というのを解消することに努めていくというのが大事な点であるというふうに思います。そういった点から、相談窓口の設置というのは、窓口、それから電話の開設というのは大事な点ではないかと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、御答弁いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この接種に関しましての住民の相談窓口ということでございますけれども、現時点では佐川町の健康福祉課の中での電話対応、通常の電話対応という形になっています。

体制としては兼任ですけれども、私含めて7名の体制を組んで対応しておりますけれども、今後、さまざまな情報が流れていく中で、住民の方々の相談も増えていくだろうというふうに思います。

それから、予約が始まりますと、当然、予約に関する相談というものについては市町村が受けなければならないと考えておりますので、これについては専用のダイヤルをですね、早ければ3月下旬、少し遅くとも4月の初めには設置をさせていただいた上で、専用ダイヤルを構えて相談体制にあたっていくと。それからその職員以外にも専用の会計年度任用職員を雇うなどして対応をするということでも今のところ考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、その会計年度任用職員さんを雇ってというのはそれは窓口を構えるという意味ですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この会計年度任用職員については窓口プラス、あとワクチン接種のさまざまな業務もありますので、それに対応していただく予定でございます。

9 番（松浦隆起君）

はい、専用ダイヤル、またその窓口等主な事務をしていただけるということですので、よろしくをお願いをしたいと思います。

で、先ほど課長からも予約ということがありましたが、4点目にその予約体制についてお伺いしたいと思います。

冒頭でも申し上げましたが、今回のワクチン接種については事前にインターネットや電話で予約をし、接種を受けるという形になっております。ここで、各自治体で懸念されていることは、予約の電話等が集中したときに対応しきれないという点であります。こういったことを受けて、コールセンターを開設する自治体も多く出てきております。また、LINEで予約を受け付けるシステム構築を準備している自治体も増えてきております。LINEで予約を受け付け、各医療機関で接種を受けるというシステムを構築を目指しているようであります。ですから、個別に予約をするのではなくて、一括で予約を受けて、それを各医療機関それぞれ予約を受けたところへ連携をとっていくというシステムで行うということのようであります。

今回のワクチン接種の事業は、本町でも今まで経験したことのな

い規模のものであります。そういった点からもこの不測の事態を十分に想定したうえで、あらゆる準備、周到な準備を行っておく事が重要だと思います。本町においては、この1月から公式のLINEアカウントも開設をしたところでもありますので、このアカウントを活用し、予約システムを構築することもひとつの方法だと思います。準備をしている多くの自治体ではインターネットを利用した予約体制をとっているようであります。

このインターネットやLINEの場合は電話の受付と違って聞き間違い、写し間違い、記入間違いというのがないというところが大事な点でありまして、そういった理由でインターネット等を利用するところが増えてきてるということでございます。

以上を踏まえた上で、本町においてはこういった予約体制をとっていくのか、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。佐川町におけます予約の体制につきましては現時点では個別接種、医療機関への個別接種につきましては、それぞれの医療機関さんに直接電話、もしくは診療されたときの直接窓口で予約をしていただくということを考えております。で、集団接種につきましては健康福祉センターかわせみで先ほど申しました専用ダイヤルにかけていただく、もしくは代表に、かわせみの代表にかけていただくという形で考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

ワクチンが届く時期、それから届き方にもよりますが、この電話予約、ウェブじゃない、この専用ダイヤルの回線を何回線考えておられるのか。集中するとなかなかつながらないっていう事情が、そういう点が電話であると、それから聞き間違いというデメリットもあると思いますが、このインターネット等を活用するというのは非常に利点があると思いますが、その電話、どのぐらいの回線数を考えておられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。現時点での専用ダイヤルの回線は2回線を予定しております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ま、電話の予約で2回線で対応ということですが、これ非常に個

人的には懸念をします。やはり、それには人がついて対応をしなければならない。インターネット等、LINE等で、当然受付っているのは処理はしないといけませんが、一方的に向こうから入って来るわけで、それを振り分けていける、文書で届くわけですから、インターネットの中で。ですから、人員の点であるとか、時間的なことであるとか考えると、そういった点も再度検討する必要があるのではないかなというふうには思いますが、検討の余地はあるかないか、お答えしてもらいたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。現時点ではですね、インターネットあるいはLINEを活用しての予約を直接受けるということは考えておりません。以上です。

9 番（松浦隆起君）

まあ、考えていないということですので、しっかり電話で対応していただければと思いますが、高齢者の方の優先接種の場合はそんなにこのインターネットやLINEというのは逆に少ないかもしれませんが、現役世代になってきた場合に、こういったもので予約をすると。また、まあ大事なワクチンですから気軽にという言い方はおかしいかも知れませんが、そんなにわざわざ電話してという重い感じじゃなくて、スマートフォン等で予約をできるということによって接種率を上げていくという考え方もできるのではないかなというふうに思いますので、わかりましたとは言いませんので、再度検討をしていただければと、総合的に判断していただいてと思いますので、よろしくお願いします。

5 点目にワクチンの管理についてお聞きをしたいと思います。

ファイザー製のこのワクチンは零下 75 度で保管する必要があると言われておりまして、政府が超低温冷凍庫約 1 万台の確保にめどをつけたということであります。本町においても、この低温冷凍庫が必要になると思いますが、何台確保する、設置する予定になっているのかお聞きしたいと思います。

また、各医療機関、6 つの医療機関ということでしたが、集団接種会場、それらへの運搬、それから管理が 1 バイアルいくらということで、それは予約と関連してくると思いますが、そういう運搬方法でありますとか、管理をどういうふうに行っていくのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。今、承認をされておりますファイザー社製のワクチンにつきましては、零下 75 度前後での超低温の管理が必要ということで、これについては国から、超低温冷凍庫ディープフリーザーといわれるものが国から無償譲渡、市町村に無償譲渡をされるという形になってます。

佐川町におきましては今確保する予定の台数としては 1 台が高北病院に設置をする予定です。これは 3 月中に設置をされる予定になってます。で、もう 1 台ありまして、2 台目については確保する予定にはなっておりますけれども、この接種の状況に応じてどこに設置をしていくかと。もしくはこの 1 台で足りる場合は 2 台目は必要ないかなというふうには考えておりますけれども、これは状況に応じて今後検討していくという形になります。

このワクチンの管理の方法でありますけれども、この流通の単価が 1 箱、バイアル数にしますと 195 やったと思いますけれど、1 バイアルあたり今のところ普通の注射器でいきますと 5 回接種をするという形になっておりますので、約 1 千回分となります。で、ひとつのバイアル、瓶といいますか、それに入っているのが 5 回分ということになりますので、それを解凍するとですね、その日のうちに接種を行う必要があって、いうことになります。で、そういうことも含めて、例えば個別の病院のほうには予約の仕方、5 回単位での予約を受け付ける。5 の倍数で予約を受け付けるというふうな話をさせていただいてますけれども、その高北病院に国から譲与されたディープフリーザーがありますが、そこへは国から直接 1 箱、冷凍状態に入ったワクチンが 1 千回分が来ます。それをまず高北病院が受け取った中で、それぞれの各医療機関、これはサテライト施設というふうに呼んでますけれども、町内では 6 つ、高北病院以外では 5 つの病院、それから集団接種会場としてはかわせみがあるので、それを含めてになりますけど、そこへの配送については一定、例えばですけども、1 週間に 1 回、配送をしていく。何回もなかなか開けられないというような条件があるようで、そういった回数を定めて各医療機関へ配送する仕組みが必要になってきます。

その配送をするときにも取り扱いにはなかなか注意がいつてですね、当然その冷凍状態を保つということもありますが、振動に弱いという話もありえますので、ここ佐川町においては配送業者に委託

をする形で契約を結んで定期的に各医療機関のほうに配送していただくということで今協議を進めております。そういった形で配送システムといいますか、配送の仕組みを佐川町では取りたいというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい。このワクチンは先ほど課長から答弁があったように冷凍での保管ということなので、その 1 バイアルの 5 回分を時間がたって無駄になるということになってはだめですから、非常に難しい管理になってくると思いますが、今お聞きしますと業者の方に、ですから委託をして行くと。で、接種の日を決めて、その日に各施設に同じ日にまわるということになりますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。このワクチンの管理についてはですね、そのディープフリーザーから取り出して冷凍状態で配送して、医療機関、各医療機関には超冷凍ではないですけども、冷凍状態で保存をするということになりますと、最長 10 日間保存が可能というかたちの取り扱いに今現時点ではなっております。

当然、溶解して、液を溶かすとその日のうちに、接種して、溶かして瓶を開けますとその日のうちに接種をしなければならないんですけども、例えば 10 日間保存が必要ということであれば、1 週間単位、もしくはもう少し定期的に、毎日配送するという必要はなくなるというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、わかりました。そのあたりしっかり医療機関と連携をとっていただけるものだと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、次に 6 点目にワクチン接種の記録についてお伺いをしたいと思います。

今回の接種にとどまらず、現行においても予防接種台帳というもので各種予防接種は管理されているものと思われます。当然、今回のワクチン接種についても、そういった台帳によって管理をするものだと思いますが、一方で、今回、国が懸念をしているのは、従来の予防接種台帳に入力という手法ではデータ化するまでに二、三カ月かかると。そうなれば複数回接種のタイミングに対する住民からの問い合わせ、それから転居してきた住民への対応が困難になるのではないかというものであります。そこで、国は「ワクチン接種記録

システム」というものを構築し、タブレットを貸し出しをして、それを活用して全国で展開する意向を示しております。これは接種状況を迅速に把握することを目的とするもので、5日付で「ワクチン接種記録システムへのご協力をお願い」と題する文書が各自治体へ送付される予定だと聞いておりましたが、事前に課長にお聞きしますと、まだ、その文書届いていないということでありました。

この記録システムの導入に際しての費用として、ワクチン接種体制確保事業補助金というものに100万円を上乗せをし、入力作業に係る人件費については、別途、令和3年度予算で対応するというふうに予定をしているようであります。4月12日からの高齢者の接種会場から実運用開始を目指しているとのことで、こういった国の動きを踏まえた上で、自治体によっては独自のシステムで対応しようとしているところもあるようですが、基本的に国は統一した形で全国の自治体をお願いしたいということですが、本町ではこの点についてこの導入も含めてどういった形で管理をしていくのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このワクチンの接種記録システムにつきましては、従前は各市町村が独自で接種、予防接種の記録システムとして登録をしているものを、佐川町としてはこういう国の動きが出る前ですけれども、独自の予防接種システムを改修をして、このワクチン、コロナワクチンの接種にも対応できるように改修しております。

ただ、国のほうからはその後、先ほどもおっしゃいましたように国の全国的な統一的な管理が必要であると。特に2回接種、それが短期間、3週間程度で2回を接種せないかんという中で、それぞれの自治体がバラバラのシステムを組んでいては国全体といいますか、例えば転出の方であるとか、そういう方の情報がタイムリーに出せないという問題があって、このシステムを構築をするという考え方になってると思います。

で、佐川町におきましてはこの5日付の文書、まだ、私ちょっと目にしておりませんが、事前に調査がございまして、このワクチンシステムを構築するにあたって、それぞれの自治体が保有している住民記録台帳システム、それから予防接種台帳システム、これの情報の取り出しが可能かどうか、この国のワクチンのシステム

へ入れ込むには住民の基本的な情報等が必要になってきますので、そういう抜き出し作業ができるかどうかという調査がありました。で、佐川町としては今その基幹システムとしてR K Kシステムというのを入れていますけれども、その情報を抜き出すということは可能ではあります。ただ、費用がかかりますので、そういった費用はかかりますけれども、対応はできるということでお答えをしていますけれど。

あと、今後の運用に関しましては具体的に概要の説明はあっておりますけれども、具体的にどういう作業が必要になってくる、先ほどおっしゃいましたそのタブレットを接種会場に配付をして接種券がそのバーコード付きの接種券を読み込んで、その記録システムに入力といいますか、そういう作業が必要であるとかいうこともあります。ただ、その流れがどういったことになるのかっていうのが今週説明会があるようですので、そういう説明会を通じた上で佐川町としてはこれを導入するということになれば、それに対応していくと。まあ、基本的にはですね、導入ができればいいというふうには考えておりますが、ちょっと具体の説明を待ってからという形にしたいと思います。以上です。

9 番（松浦隆起君）

そしたらまあ、基本的にはこの国の接種記録システムを導入してということの理解でいいですかね。まあ、独自のそれぞれ市町村のところからデータ等の移行についても費用の負担等も国は検討しているようでありますので、先ほど課長からもありましたが、ただ、この非常にスケジュール的に、今週説明会があつて、3月下旬にタブレットの端末の配付を予定していると。で、4月5日までに初回登録もできるだけしてもらおうということで、現場の方が非常にこれから大変になるのではないかと思います。で、ここでこういうワクチンの接種記録システムの導入ということをするのは簡単ですが、実際にこれから現場で行う職員の方を考えると本当に大変な、また、動かしてみても、タブレットが動かないであるとか、つながらないであるとかいろんな問題が出てくると思いますので、そういう場合は遠慮なく県や国等を突き上げていただければと思いますので、また、何かあれば言っていただいたら、またつないでいきたいと思います。

それでは最後に7点目として情報発信についてお伺いをいたします。

今、1番求められているのがこの正確な情報発信であると言えます。今日、るる細かくお聞きをしたのは、ある意味、ここでお聞きをしてそういう情報を発信をすることができるという点もあって、課長には少し大変であったかも分かりませんが、細かくお聞きをさせていただきました。

連日、新聞やテレビの報道等でこのワクチンについてさまざま報道されておりますが、しかし、いつからワクチン接種が始まるのか。大体ワクチンがどれぐらい、いつ届くのかということが国でさえ今手探りの状態で、現役世代がいつになるのかということもまだ全く見えてない状態でありますので、手探り状態と言えらと思います。

ただ、私のもとにも少しずつ、「佐川町ではいつごろになるろう」「自分らあはいつごろ接種ができるろう」というような問い合わせも来始めておりまして、その意味からも現段階で分かっている情報、それから本町におけるワクチン接種の全体的な、細かい、いつからというのはあれですが、全体的なスケジュール感についての情報発信というのは、一度、このタイミングで行うべきではないかなというふうに思います。町民の不安を払拭し、円滑なワクチン接種を実施するためにも大事な視点であると思いますので、町広報やLINEなどを通じて情報の発信を行うべきと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

住民への広報、周知につきましては、広報におきましてはこの4月に概要、接種の佐川町の概要を載せるように今考えてます。で、5月号においては具体的にもう少し接種のスケジュール等々その時点で確定しておれば、掲載をします。ただ、どうしても広報誌におきましてはタイムリー性がなかなか欠けるということがありますので、あわせてホームページはもちろんですけれども、町の公式のLINE、これを通じての通知をさせていただきます。

それから、接種が近づきますと当然予約の方法であるとかですね、こういった副反応であるとかということも心配があると思いますので、可能な限り、3月4月にはいろいろ団体とか集会でありますとか、そういったものがございますので、そういったところを活用させていただいて、直接住民の方々への説明もできる限りさせていただきたいと考えてます。以上です。

9番（松浦隆起君）

わかりました。ぜひ、広く周知をしていただければと思います。

今の状態は先ほども言いましたが、本当に先の見えない、なかなかどう、いつどういうふうにワクチンが届くのかということが見えない中を走りながら考えていくという、その中で行動していくということで、職員の皆さんにとっては本当に大変な労力を要する事業であると思います。この議場で私が言ってるようなことが、現場では通用しないことはたくさんあると思いますので、まさにこの事業は町民の命を守る一大事業でありまして、職員の皆さんには大変なご苦勞をおかけをしたいと思います、町民の命を守るために、ぜひこの大きな山を乗り越えていただきたいということを、これは、お願いを職員の方にしまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

2点目に、ごみ出し支援の取り組みについてお伺いいたします。

この質問につきましては、一昨年の6月定例会、昨年の3月定例会においてお聞きをしております。ごみ出し支援について簡単に申し上げますと、ごみ出しが困難な高齢の方、障害者の方のお宅まで伺い、戸別に収集するというものです。

昨年3月定例会において、担当課長より、「自治体を単位とした地域内での共助を基本とした取り組みをモデル的に行うことを目指し、令和2年度中にモデル事業としてスタートができるよう取り組んでまいりたい」という答弁をいただいております。その後、年度途中からではありましたが、事業をスタートしていただきました。

そこで、まず担当課長にお聞きをしたいと思います、年度途中からではありますが、今年度の実施の実績とごみ出し支援事業の概要を改めてお示しいただければと思います。

町民課長（和田強君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、ごみ出し支援事業の概要についてでございますけれども、これにつきましては、ごみの、ごみ出しが困難になっている高齢者等の世帯について、自治会の中で協力員を構えていただいて、その協力員の方に玄関先からゴミステーションまでのごみ出しを支援していただくと。

で、それをしていただくことでその協力金として自治会のほうにひと月あたりひとりあたり千円を支給するというものでございますが、目的としましては、このごみ出し支援を通じまして、自治会間の住民間のつながりを醸成していただくということを大きな目的と

しまして、事業を展開しております。で、昨年度、年度途中からにはなりますけども、この制度につきまして、自治会長さん宛てに文書をお送りしまして、御案内させていただいたんですけども、問い合わせ等は何自治体かございましたけども、現在のところ、残念ながら取り組みを行っていただいている自治体というのではない状態であります。以上です。

9 番（松浦隆起君）

はい、今概要をお示しをいただきましたが、各自治会で協力員の方を協力していただいて、協力金を自治会に支払いをするということのようであります。

一昨年、最初、質問した折にお聞きをしたときに、町長からは「まず基本となる部分で自助があって、お互い様の共助があって、共助でもできない部分をしっかり公助する、役場として役割を果たす。そういうことが大切だというふうに思っております。」という答弁をいただきました。で、それを受ける形で3月定例会では課長から地域全体の取り組みとして位置づけ、考えるべきとの指示も受けておりますという答弁をいただいております。で、今、課長から御答弁いただきましたように自治会の中で支援を行い、役場から自治会に支援の費用として、協力金として支給するという仕組みになっております。

私は、この町長と課長の基本的な考え方自体を否定をするつもりもありませんし、これは大切な、まちづくりにとって、視点であるというふうには思っております。ただ、残念ながら、今、地域の実情というのは少し違っているというふうに思っております。ある意味その答えが先ほど課長からいただいたように実績が今のところないと。ゼロという結果にあらわれているのではないかなというふうに思います。当初課長から、この事業を始めるにあたって、事前に報告をいただきました。その折に、この仕組みでは利用がしにくいし、各地域の現状に合っていないので成功するとは思えないと、個人的にはこれはもう賛成できないという意見を言わせていただいております。ただ、その時点でもう自治会長会への説明が終わった後での御報告でしたので、それでスタートするしかないという状態でありました。

で、昨年、この事業を始めていただいて以降、いろんな方からこの事業についての問い合わせや御意見を伺いました。どの方も、「い

い事業を町長は始めてくれたね」と「町はいい事業をスタートしていただいた」という御評価をいただいております。ただ、どうしてもそういうふうにごみを集めてもらえるのということについて、今、課長からお答えいただいた仕組みをお話をする、ほとんどの方が二の足を踏まれます。その要因はこの高齢化が進む各自治会の現状の中で、支援をし合うという仕組みがなかなか難しいという点でありました。現役世代の方は仕事がありますから、なかなかこのごみを集めるっていう協力はできないという中で、また、自治会の方同士なので気を使って頼みにくいという声もございました。そして、自治会に加入していない方はどう支援するのかという課題もございます。

先ほども申し上げましたが、この自助共助公助という考え方自体は必要なものであります。しかし、各地域の実情が高齢化によって自助共助したくてもできない状態になりつつあるという現状を、執行部の方は理解をすることも必要であると思いますし、その中でどう行政サービスを充実させていくのかということが大事な点であるというふうに思います。

数年前から建設課の方に要望したりいろんな場面で私は職員の方にお話をしてきましたが、自分の地域の側溝の水を上げることさえもなかなかできなくなっている地域もある。高齢化をしてきて材料を支給するので地元でしていただければと。その地元がなかなかできない、マンパワーになってきつつあるので、そこを行政が今後どうするのかを今から考えておく必要があるんじゃないのかなという話は何度かさせていただいたことがあります。ぜひ、こういった点を御理解をいただいて、検討していただきたいと思います。

で、これは大事な取り組みとしてせつかく町長初め担当課長がこの事業の実施を決めていただきましたから、ぜひ実効性のある事業にしていきたいと思います。そういった点からも、私が最初から申し上げているように、行政が業者等に委託をして、ある意味直接実施するということに変えていくべきだというふうに思っております。

先日、高知新聞にいの町が家庭ごみを集積所まで持ち出せない高齢者らに、令和3年度から週1回訪問して収集するととの記事が出ておりました。いの町に公明党の同僚議員がおりますので、資料を少しいただきましたが、その資料によりますと、この4月から高齢

者等ごみ出し支援事業「ふれあい収集」として、ごみ出し支援を開始をするということであります。支援の内容としては集積所までごみを持っていくことが困難な方で、いの町の場合は原則、要介護、または要支援の認定を受けている、または身体障害者手帳等の交付を受けているの方のみの世帯が対象のようであります。これはこれで少し検討しなければいけない部分があるのではないかなど、本町で例えば行うとすれば、っていうふうに感じてお聞きをしましたが、で、事前に利用申請書を出していただいて、週1回玄関口に置かれたふた付きのごみ箱、ペールの中のごみを収集するようです。で、このごみ収集はいの町の場合は業者の方に委託するのではなくて、職員の方が手分けをして自ら行くと。いの町内、それから吾北、その3つの地域で支所の職員も含めて自分たちで手分けをして行うということのようであります。

また、ごみが出ていない場合は、声かけや緊急連絡先への通知など、見守りにも活用するということのようでありまして、先日、いの町の議会の町長の行政報告において、この点について詳しく説明があって、実際に申請書等もうできあがって準備をしているという段階のようであります。

ぜひ、このいの町の取り組みも参考にさせていただいて、事業の中身を見直して、この行政側が収集をする、まあ、いの町のように直接は、まあいの町よく決断したなと思いますが、職員の方がするなり、委託をするなり、行政側が公助という形でその仕組みに変えていただきたいと思いますが、この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。先ほどのワクチン接種の業務につきましては職員に本当に配慮をいただいた言葉、いただきまして本当にありがとうございました。

松浦議員の質問にお答えさせていただきます。松浦議員おっしゃいますように自治会の中には、本当に人数も少なくして少し距離も離れてて、とても自治会内での助けあいができないという自治会があるということは認識をしております。そういう自治会から相談があった場合には、公助という視点で、いろんな団体をお願いをして、委託をしてお応えしていただくということも考えております。

ただ、松浦議員おっしゃいますように町から住民の皆さんに対し

て、また、自治会に対して、やはり周知が十分できていないというところを反省をしております。やはり、ごみ出し支援をお願いをしたいと言ってもなかなかやっぱり頼みづらいとかですね、自治会と支援をしていただきたい人をどういうふうに結びつけるかという部分も自治会に任せるのだけではなくてですね、町としてもしっかりと声を拾い上げて自治会につなげるということもしていかなければいけないと。これは今年の大いなる反省でございますので、そこはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

松浦議員おっしゃいますように、まずは町としましては、今進めている制度をベースとしながら柔軟に今後対応を進めていきたいというふうに思っております。ただ、今町が決めた制度はですね、なかなか浸透していくまでには時間のかかる制度でありまして、やはり徹底をして周知をして、繰り返し繰り返しお伝えをして、広げていくということが大事なかなというふうに思っています。

佐川町がこの制度をつくるにあたって、新潟市、あとその他もう一つ事例を参考にさせていただきました。新潟市の取り組みは大変今すばらしい取り組みになっているのではないかなというふうに思っています。じわじわ協力員も増えていって、地域で支えあう、ごみ出し支援という形にもなっております。その中で、中学生がごみ出し支援に関わってくれるようになって、すごくいい形になっていると。PTAも理解をしていただいて、子供たちにも協力をしていただいて、お互い様で助け合う、そういうまちづくりが少しずつできているという話も聞いております。町としましてはチーム佐川という言葉がずっと投げかけ続けてですね、皆さんでお互い様で支えあおうと、助け合おうと。福祉のほうも我が事・丸ごとみんなで福祉を支えあおうという方針にもなってますので、なかなか人をお願いをする、手伝って言うのは言いづらいということもよく分かりますが、そういうのが言いやすいような町、言いやすいような地域に少しずつなっていってくれたらいいなという思いも込めて、この制度の周知、この制度が行き渡るようにしっかりと努力をしていきたい。その中で、松浦議員おっしゃいますように柔軟な対応はあわせて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

この仕組みが行き渡るには時間がかかるというお話もありましたが、高齢者にとってはその時間がないんですね。行き渡るほど。で、

自治会の中で対応できないところは支援をしますよというスタンスであれば、全てそういう形で行っていくべきだと私は思います。で、この実績がゼロというのは単純なこの時間の中でなかなかできないというだけではなくて、町長が言われたように周知が、自治会長だけにお手紙が行って、町民に広く行き渡っていない。これを町長が言われる部分も当てはまると思いますが、本当に必要な方を支援をしていくことの視点で考えれば、当然、健康福祉課とも連携をしながら、民生委員さんとの協力をいただきながら申請をしていただく、協力をさせていただく。困ってる人をサーチを当てながら探し出していくっていう作業も当然出てくると思います。そういったことも理由にはあると思いますが、やはり根本にはなかなか自治会の中で自治会長にはお手紙を出して、自治会長からそういう形の動きが積極的にならないということは、なかなかそういうことができる状態に、全てとは言いませんが、当てはまる自治会が多いのではないかなというふうに思います。町長が言われることはそれは非常に理想であります。そうあればいいです。だけど、今現状はそうではないということも、やはりしっかり見つめて、私は施策を打つべきだと思います。

この仕組みが浸透するまでに時間がかかっている間に困っている高齢者の方はそのままなわけです。で、最初から課長にも私はお話をしましたが、自治会でできないところはあったかであるとかそれから集落活動センターであるとか、そういった外部のところに委託すると、それは分かりにくいと。じゃあ、それをどういうふうに線引きをしていくのであるとか、それから各自治会が、いや、それは自治会の中では厳しいからうちもやってよということが、例えば多くの、半数以上のところから出てくると当然そういう仕組みに変えたほうがいいわけで、で、最初から全体的にそういう仕組みに変えることを私は検討していくべきだと思います。町長の言われることはよく理解できます。否定するつもりはありませんが、現状は違うということをよく見ていただきたいと思います。

それぞれ、中にはできる自治会があるかも知れません。けども、平均してみると本当に高齢化が進んで、高齢者の方が引きずりながらごみを持っていつているという現状があるわけです。それを例えば、私の地元で考えると、本当に高齢化率が上がってきて、じゃあ高齢者の方が高齢者のごみを持って行けるかというと、それは

難しい実態があるわけです。それをいちいち拾い上げるのではなくて、しっかり仕組みをつくって、幅広く町民の方にお知らせをして、健康福祉課と連携をとって、このいの町のような最初からこういう仕組みで走り出すほうが、早く困っている方を助けてあげることができるというふうに思いますので、再度、もう一度検討していただきたいということを申し上げます。答弁はいりません。もう一度検討してください。今すぐ答弁があっても、多分同じような答弁を町長からまた説得するような答弁が出てくると思いますので、答弁は求めませんので、これは変えていただくまで私は質問します。この仕組みでは高齢者の方がごみ出しに困っておりますから、その点をできれば朝、ずっと町長に各地域を回って見ていただくとか、そういう現状を見ていただいた上で、判断をしていただきたいと思います。

それでは、3点目に自治会等への情報発信についてお伺いをしたいと思います。

今、佐川町では第5次佐川町総合計画の「チームさかわ、まじめに、おもしろく。」というビジョンのもと、まちづくりが進められております。そのまちづくりの中で、自助共助の中心的な役割を担っていただいているのが、まさに先ほども出ておりましたが、自治会の皆さんであります。各地域において自治会の皆さんが自らの地域の向上に向けて、さまざまと取り組んでいただいております。私も、日ごろ、各地域の方から多くの御要望や御相談をいただきます。そういった中で感じていることは、町が行っている補助事業というものを知らない地域の方が多くいらっしゃるということでもあります。今、町には防犯灯設置に対する補助金や、今年度年度途中からありますが、始めていただきましたごみ集積所の改修に対する補助金、また、建設課等のがんばる補助事業、自主防災組織に対するもの、コミュニティーの公民館等への補助など、数多くございます。こういった町の補助金事業を各地域の自治会の方に広く知っていただくことで、さらに町づくりが進んでいくものと考えております。

そこで、こういった自治会が行う事業への補助金の一覧や自治会運営に関する情報などを、小冊子や一覧表にして各自治会に配布をしてはどうかと考えております。

県内でもこういった性格のものを配布をしている自治体がございます。土佐市では地域における防災やコミュニティー活動を推進

する対策の一貫として、各自治会が使える補助金事業の一覧表を作成し、広報とともに配布をしております。土佐市においても自治会関連の補助金が、防犯灯の設置やゴミステーション、集会所の改修、コミュニティーの活性化、自主防災活動などへのものがあり、自治会に加入していない市民が多い実態を踏まえ、災害発生時の地域防災力を高める観点などから、自治会の活性化に役立つ補助金事業の一覧を作成し、配布することに決めたようであります。

ぜひ、本町においても、こういったものを作成し、配布をしていただければと思っております。

あわせて、付け加えて申し上げれば、自治会長に向けた自治会運営のハンドブック的な性格も持ち合わせたものをつくっていただければとも思っております。自治会によっては毎年会長が変わっている自治会もございまして、そういった点からも、各自治会で共通して行う事や、自治会長にさせていただく手続き等も合わせて記載することで、自治会活動を支援することにもつながるというふうに思います。

ぜひ、チーム佐川のまちづくりに向けて取り組んでいただければと思いますが、以上についてお考えをお伺いいたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。松浦議員おっしゃられたとおり、いろんな情報を皆さんにお知らせするということは非常に重要なことであろうと思っております。役場としましては、毎年度、当初、年度当初に自治会と町政報告会をしてございます。これまでは、職員配置表、4月ですので職員配置表でありましたり、当初予算の説明資料など、それから各事業で注目をしてもらいたいところなどを、自治会それから自治会さんのほうにお願いをしたいところなどを資料として配布をしておりました。で、町政報告会、年度当初にやっておりますけども、住民の皆さんにとって、役立つ情報を役場から発信できる重要な機会だと考えております。

今回、御提案いただきました補助金の一覧表、配布するという取り組みは意義のあるものだと考えております。そういうことですので、今後、各課に補助金の調査を協力を要請をして作成をしたいと考えております。松浦議員からもございましたけれども、土佐市のほうにも聞き取りをいたしました。土佐市のほうは既に自治会のほうに配布をしているということですので、その補助金の一覧表、実

際につくっている一覧表も資料としていただいておりますので、この資料を参考にまずは取り組みを始めたいと考えております。

予定につきましては、年度明け、4月に、4月の末ですけれども、町政報告会と自治会長会総会でございますので、これまで配布をしてきました資料も含めてですね、提案をいただきました一覧表、これも準備をしたいと考えております。それから自治会に対してお願い、ハンドブックということもございましたけども、これについては今後、検討もせないかんですけんど、各自治会長の皆さんに可能な範囲で活性化も支援を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

早速取り組んでいただけるということで、まずはその一覧表からスタートしていただいて、自治会の活動というのがまちづくりにおいても非常に大きなものでありますし、協力していただけるような体制をとっていくことも必要でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日、るる、3 点に渡り質問させていただきましたが、できるものはしっかりと早期に対応いただきながら、取り組んでいただきたいことをお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9 番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10 時 45 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、3 番、西森勝仁君の発言を許します。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。3 番、西森勝仁です。通告に従いまして一般質問を行います。

私はなぜかときどき町民から予想もしないことを聞かれて戸惑うことも多々あるわけではありますが、今回もあるところで「西森さん

よ、ちょっと前のことやけんど、議会懇談会で議員の給料を上げるという話がありよったが、あれはどうなったがよ、上がったかよ」と、まあ、こういうことでありました。私は「まあ、まだそのままですけんど」と言うと「まあ、今の議員は昔の議員と違うき、家族が生活できるばあの給料は払うちゃってもえいと思うけんど、けんどぜよ、どうも見てみゆに、町長もそうじゃけんど議会言うたちなんぜよ。まあ言うたら酢のきかん寿司飯のようなもんじゃないかよ」と、こういうようなことでありまして。私は一瞬どきっとして戸惑ったことでしたが、町長、この人の言った言葉の意味、こういうのはちょっとわかりますか。また、どういうふうに解釈をされるのかお尋ねをしてみたいと思います。

町長（堀見和道君）

難しい質問をいただきましてありがとうございます。全くわかりません。

3 番（西森勝仁君）

まあ、古い言葉であろうかと思いますが、私も一瞬、まあ私も若いので、戸惑ったわけではありますが、これ、町長難しい、私もちょっと一瞬どまくれたわけですが、この人が言うにはですね、その雰囲気からして、議会いうてもほんの茶番劇のようなもんじゃないかよと、まあこういうふうな感じでありました。これはね、私の町民の大変厳しい重い意見だと思うわけであります。「町長も議員ももっと責任をもってしっかり議論してやれ」こういうことの意味であります。こうした声が町長の耳にも届いているかと思っていましたら、まあ、難しいことやしわからん。届いていないようであります。

そして、この人は別れ際にこう言ったわけではありますが、「議会がしっかり仕事をしてくれたら私はなんぼ給料上げてでもえいと思うがよ」とこう言って去っていきました。この人がどこの誰だったか、顔には覚えがあるようなものの、どこの誰だったかわかりません。しかし、言われたことはしっかりと受け止めなければならないと思っています。

そして、今議会に上程されております議案にしても、予算案にしても、大変重要な案件がたくさんあります。しっかり審議しなければこの人が言うように住民の不信が募るばかりであります。

それでは、一般質問に入りますが、これも非常に町長にとっては

耳の痛い話であろうかと思いますが、恐縮ですけれども、町民いわく、「町長は町政を公私混同、あるいは私物化しやせんかよ」ということでありますが、町長にはこうした声が届いていないのか、まずお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。全く届いておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

全く届いていないと。その気もないよというような答弁であります。それはそれとして、町長の2期目も間もなく終わろうとしているところでありますが、こんな言いにくいことを耳に入れるような者が周囲にはいない、いなくなっているんじゃないかとかいうふうに思うところであります。

私が平成31年3月議会でも町長が裸の王様になったらいかんぜよと。そして、職員もそんなくしすぎて茶坊主の館になったらいかんぜよとかいうふうに忠告をしてきたところがあります。

また、昨年12月議会でも坂本議員が、「嫌口を言ってくれる人を大切にできる町長になれば、町政はずっとよくなると思います」とかいうふうに言っていますが、まさにそのとおりだと思います。まあ、全く耳にはいらなかったとかいうことのようにありますが、今、話しましたこの私物化、公私混同、このことを具体的に言いますと、昨年の広報9月号に掲載したチーム佐川監督メッセージ、ナンバー68、このことであります。まあ、とりあえずこのことから始めます。

これはある人物の死去に伴いそのお悔やみとその故人の功績を讃えているものでありますが、町民が言うには「この故人は町長の後援会幹部であり、まあ、そういった実績もあることはみんな知っている。町長はこの功績を讃えているわけですが、佐川町の発展に寄与した方はこの人だけではない。ほかにもたくさんいるのに、この人だけ広報で特別扱いするのは公私混同、これにもほどがある」こう言って私のところにコピーをつけて文書で抗議をしてきたわけでありまして。また、あるところでは、これは町長シンパの方であります。「あの広報は私も見たけど、あれは私もいかんと思う」こう言っています。

これ、私から聞いたものでは全くありませんが、町長はこのこと

をどのように認識されているのか。全くないと、公私混同全くない、私物化がないと言っていますが、まずこの広報でお悔やみ、あるいはその人の功績を讃えたことについて、町民からの聞き合わせでありますので、まずお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。全くの私物化、公私混同だとは思っておりません。坂本議員からも嫌口はしっかり聞かないといけないよと、いろんな方からもおっしゃっていただきます。ただ、私は西森議員からだけは言われたくありません。もしあまり、この場で私の名誉を傷つけるようなことをたくさん今後、並べるようでしたら、私が西森議員が副町長時代にどれだけ業務で公私混同してたのか、私物化をしてたのか、その話を私もこの場でとうとうと述べさせていただきます。私は事実をしっかりつかんでますので、後でさせていただきます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

何か答弁が売り言葉に買い言葉のようになりよりますけども、まあ、公私混同はしちゃあせんよと。じゃあ続けていきます。町長は以前、高北病院の医師住宅に入居していたことがあると思いますが、町長が入居するためにはあの規則も改正する必要があったのではないかと。なぜならば、以前私が現職の時に住宅火災で焼け出された人をこの空いている部屋に、まあ、医師住宅であります、ここに仮住まいさせてもらえないかと、こう問い合わせたところ、それも病院側のほうから目的が全く違うので絶対できないよとこういうことでありました。医療関係者でない町長がどうやって入居できたのか、このことも当時から不思議なものであった。これは永田議員からも指摘があったと思います。まあ、こういうことが積もり積もってこういう町民の声になっちゅうと思います。

また、職員の募集にしましてもですね、ここにこの間、ここにいっぱいこうずっとあるわけですが、この募集に際してもこうして1ページを開いてみますと、まず町長が仁王立ちになってガッツポーズをとっている写真から始まります。これは地方公共団体の職員募集の案内にふさわしいものか思うところありますが、最近はこちらにこれに牧野富太郎さんの墓前で墓参りをするような写真をつけているわけですが、同じようにこんな写真をですね、ガッツポーズをとった写真を堀見和道まちづくり研究所、このパンフレットでも見

たことがあります。こうなると職員募集に際して、まず町長、堀見和道を強くインプットさせる狙いがあったのではないか、こういうふうにも勘ぐるわけではありますが、こんなことから公私混同、今も言いましたが、私物化、あるいはブラック役場、こういうふうに言われているんじゃないかと思いますが、そんな答弁はせんよって言うかもわかりませんが、ちょっと責任のある答弁をしてもらいたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。全くブラック役場だとは思っておりません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ブラック役場とは思ってないと、まあ言うたらそんなことには答弁せんよという裏返しではありますが、それは町長の認識と住民の方々の認識の違いになるかもわかりませんが、しかしですね、今も言いましたように町長にはものすごい権限が与えられているわけがあります。一口に言うたら町長には何でもできる、こういうことでもあります。医師住宅へ入ったのも恐らく規則を改正したかしらないか知りませんけど、入ったのは事実であります。ですからですね、そういうことだからそんたくする職員とか側の周りの人も多く出てくると、こう思います。

しかし、職員人事にしても何にしても権力の乱用、こういうようにならないようにしていただきたいと思います。このことについては以前も何回も一般質問でも質問しておったとおりであります。ここに先ほど言いました職員募集がありますが、こうして第1面に町長の写真をクローズアップして突然職員を募集し始めたわけですが、昨年の12月議会、3カ月前のことです。橋元議員が「職員を増やしたらどうか」という質問をしておったわけですが、そのときの町長答弁は「今は定数満杯の104人いる。ここ数年は増やさなくてもいい」というふうに言っておきながらたった19日後の12月25日、この日が受け付け開始ですが、はや、職員採用試験の受け付けを始めた。これは、町長は「ここどうぶん、数年増やさんでもえい」というふうに答弁をしておったが、もうそのときには人事計画採用募集の案ができていたのじゃないかと。これはね、職員がね、こんなものを町長、副町長をさておいてできるはずがないと思います。

町長は以前にも「自分も会社を経営していたので、一人一人雇うということは、人一人を雇うということはどれだけ重要なことか分かっているので、人事計画を立ててしっかりやる、行き当たりばったりでやっているのではない」こう言っていました。またここでも言うこととすることが違う。これは行き当たりばったりにしてもそれは度が過ぎるというものじゃないですか。たったの2週間程度で。

いろいろあるわけですが、ちょっと昔のことですが、佐川に嘘とべーの町長と異名をとった町長もありました。しかし、これほど変わり身の早いことは言わなかった。私はそういうふうに思っています。これも橋元議員の質問に対しても、議会軽視、こういうものだけでなく、もうこれは議員を愚弄しているんじゃないかと。こういうふうに思うところですが、この点についても答弁はできるのかできないのかお尋ねをいたします。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 6 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。西森議員の話を聞いてるとなんだか煙に包まれたような気分になるんですけども、私は町長になったから自分の思い通りに全部何でもしたいとか、権力の乱用をしたいとか思ったことは1回もないんですね。これっぽっちもないんですね。やったこともありません。そういう話をする西森議員は恐らく自分が町長になったらこういう町長をやるんだという思いがあって、イメージがあって、町長とはこんなもんだろうと、権力を乱用するもんだろうという思いがあって何か言われているんじゃないかなと思いますが、人それぞれでありまして、私は町長になったから思い通り何でもやりたいなんて思ったことはありません。もういい加減にしてもらいたいぐらいです。

採用に関しては行き当たりばったりではないという事実に関して、

総務課長の麻田から答弁をさせます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

権力の乱用ではないと、なんだかんだ言って問題のすり替えをする。私が町長になったらそんなことイメージしちよったとかなんだかんだ、町長のその高北病院の入居はどうなっているのかの説明もないままですが、これやっぱり権力の乱用ということですか。なければ権力の乱用としか思えない。みんな町民はそう思っています。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。永田議員から以前にも御質問がありましたので、そのときにしっかりと答弁をさせていただいておりますが、私が権力の乱用をしたと思われぬように、職員に丁寧に丁寧に確認をしながら、県にも確認をしていただいて、私が医師住宅に入るということに関して問題ありませんよと、家賃をしっかりと払えば空き室がたくさんある中で町長が入ることは問題ありませんという確認を、全て丁寧に丁寧に丁寧に私の権力乱用と思われぬように確認をした上で入居をさせていただきました。

先ほどの人事に関する答弁につきましては麻田課長から答弁させますのでよろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうから、御質問にありました職員の採用試験の件について御説明をさせていただきます。

12月の定例議会におきまして、橋元議員の御質問への町長答弁の中でちょっと一部抜粋をさせていただきますけど、今、西森議員がおっしゃられましたとおり、職員数がちょっと足りないのではないかとということで、町長部局につきまして、特に定数いっぱいまで職員の実情を聞きながら要望を踏まえながら正職員の採用人数を増やしてきましたと。ただ、町長部局の104人の定数になりましたのでというような答弁内容がありました。

その後ですね、2年度末をもって退職したいという旨の職員からの退職願いのほうを12月の定例会終了後に受理をいたしました。

現在、育児休業等を取得している職員も非常に多くなっております。また、来年度からは管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域振興策、そして今回の一般質問にもいろいろ出ております新型コロナウイルス感染対策等、そのような多くの事業が重なるということもありまして、この職員の退職者の欠員の補充をしたいというこ

とで採用試験を実施することとしました。

あと、この12月の定例会後ということでありまして、総務課としては4月の1日から採用したいということで募集期間等も考慮すれば、12月中に早期に応募、募集の案内を出さんと間に合わんということで、12月21日の月曜日ぐらいから至急準備しまして、大急ぎで、先ほどありましたように12月25日に採用試験の御案内の配布を行ったというような実情でございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

町長の補助職員の総務課長から実態に見合うような答弁があったわけですが、こんなことだから先ほど言った茶番劇のように皆さん思うわけでありまして。今、総務課長が言ったように定例議会が終わってから退職届がすぐに出たということですけど、それもとってつけた理屈のような部分かも知れません。実態はあるかも知れません。しかし、聞いてみますとちょっと信憑性がなかったなこりゃと。そういうことがあったらもっと早くに退職願いが出ちゃったんじゃないかと。そういうふうに思います。受理した日がその日じゃなかったのかと。まあ、これは想定するだけです。

で、この募集要項、募集要項じゃない、募集案内とありますが、これを見てみますと採用人数が若干名とこうなっているわけですが、まあ、若干名というのは1人ではない複数人のことであって、通常2、3名を予想しているところだと思いますが、今年の1月25日の掲示板を見てみますと4名の合格者が発表されています。しかも、今回から受験資格の年齢を一気に10歳も引き上げて採用したわけでありまして、なぜ、4人も一挙に採用することになったのか。4人退職者が出てきたのか。まあ、産休のこともあるらしいですけども、定数を超えないかと思うところでありまして。そして、10歳も年齢を引き上げた理由は何か。これをお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今回の採用試験につきましては募集要件としまして民間企業等で3年以上の職務経験がありと、あと昭和56年4月2日以降に生まれたものとしております。この採用試験を実施するにあたりましていろいろと検討しまして、民間でのさまざまな経験を生かして職員として即戦力となる人材を広く募集したいということで、年齢とか要件のほうを考えさせてもらいまして、それで募集をさせてもらったというような内容になっております。

あと、合格者の発表の4人につきましてですけど、これは先ほど御説明いたしました退職願を受理したこの職員、それよりあとにですね、さらに退職の予定者が2名生じたということがあります。

それプラス、現在、農業委員会、こちらのほうは選任の定数2につきまして、現在選任1というところで配置の職員をやっておりますので、こちらのほうも選任の職員を2にしようという考えもございまして、先ほども言いました退職者の補充3と、それと、現在選任定数2に達していない農業委員会、こちらのほうに1名配置してはどうかということで採用人数のほうを4人とさせていただいておるところでございます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今の総務課長の説明によりますと、退職される方が、3月末で退職される方が3人になったよと。そして、その他の執行機関としての農業委員会が欠員があると。その他の執行機関にはいっぱい欠員があるわけですけども、まあ町長部局が満杯やけ雇えないとこういうふうになっちゃうと思います。

そして、今回3年以上の民間経験者を雇ったということですが、それは人物本位の採用試験をすると言うて町長がやりゆわけですから、前から町長が龍馬マラソンをどれ位の何時間で走ったじゃ、虎杖野へかなをふる問題じゃあ、町民の間でも大変ないかがわしい話が持ち上がったわけでありましたが、町長のこうして、町長の眼鏡にかなった優秀な人材が採用できたとは思うわけであります。年齢はいくつの人を採用したかはわかりませんが、しかし、40歳まで可能ということでもありますので、仮に40歳くらい、40に近い人がいたとしましたら、そういう優秀な人材であつたら民間でも管理職のポストに就いていたんじゃないかということも想定されるわけですが、そうした人の場合、任用及び格付けはどういうふうにされるつもりか、具体的に言えば、課長や課長補佐あるいは係長に張り付けるつもりか、このあたりをお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。採用者の位置づけにつきましては、全員の方を主事として行政職給料表の1級に位置づけすることとしております。これは社会人経験は即戦力として期待できるというふうには思っておりますけれど、行政の事務職としては初めてのことも多く、町民の方々との窓口の対応や地域に出て町民の皆様に接することで

そのような多くの経験を経て、行政職員として必要な知識を得ていく必要性から、ほかの職員と同じようにそのような経験に応じた職務級に位置づけることというふうに考えております。

従いまして、御質問にありました課長でありますとか、課長補佐でありますとか係長とかそういう役職に任用するということは考えておりません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長の説明によりわかりました。いくら 40 歳で優秀な人材であっても、30 歳くらいの係長の下におくとういうことになるかと思えます。初任給の決定については 1 級に格付けするということでもありますので、しかし、もう合格発表から 10 日余りたっているので職歴計算なんかはとうからできちゃあせんかと。そうするとですね、今言った、私が言った 40 歳近い人であれば経験年数を大幅に切り捨てられる部分が出てくる。1 級に格付けということは。そういうことで間違いないと思いますが、まあ、間違っちゃったらまた訂正してもらうと思います。

で、そうした場合、この募集要項によりますと、高卒の給料が 1 級の 5、15 万 600 円、大卒が同じく 1 級の 21、17 万 1,700 円ということはどういうことになるかと思えます。募集要領、募集案内を見る限りですね、こういうことになるかと思えますが、今の新採の中で 1 番高い格付けができるのはどこまでか。で、その今の佐川の、町の、佐川町の例規集に照らした場合、最高どこまで張り付けれる。今 1 級と言いましたので、1 級の何号まで格付けすることができるのかお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。例規集で 1 級の何号級までということですかね。すいません、これは現在の先ほど言いました 4 名につきましてはこの号級の計算する上に必要な在職証明書などがまだ届いておりませんので、こちらの計算のほう自体まだしておりません。

あと、この号級の決定にあたりましては例規集のほうの職員の初任給、昇格昇給等の基準に関する規則というものがございまして、この中で職務の級の決定でありますとか、就学年数の調整、学歴でありますけど、そういうものとか経験年数の調整、これは国でありますとか民間でありますとかそういうところでの職務の経験年数ということになりますけれども、これに応じて計算していくということ

ですので、それぞれ採用するそのときのその方によって年数によって変わりますので、どこまでというのはちょっと計算したことがありませんのでこの場でお答えすることができません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まだ職歴計算ができてない、その証明書が届いていないと、それはそれでわかりましたが、じゃあこの規則で何号まで張り付けることが可能なのか。筒いっぱいとしたときにどこへ張り付けができるのか、それをお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。1 級を例にとりますと、経験年数によりますので、その方の計算上の学歴でありますとか経験年数によって1 級に張り付けるのであれば、経験年数がずっとあるとすれば、1 級の最後の端の号級までいくとは思いますが。

ただ、ちょっとその年数が人によって全く異なりますので、何歳とかっていうのが計算したことがありませんのでちょっとそのことはお答えすることはできませんが、経験年数が相当あって、1 番みていけるとするならばその1 級の最後のところまで。ただ、そこまでの経験年数があればの話ですけれど、経験年数があれば1 級の最後の号級までいくということになるかとは思いますが。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、1 級の最後までいくと言いましたが、1 級の最後までいくと93 号になります。

休憩願います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 25 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

今の問題はちょっとあとで報告を願うといたしまして、大体は理解できました。

そこで気になるのがラスパイレス指数の問題であります。今回、どんな年齢の人をどんな給料で雇うとはまだ格付けしていないということではありますが、こういう雇い方をするとラスパイレス指数に大きく変動する要因にもなると思うが、町長はこのあたりは認識しているのかどうかお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい。お答えさせていただきます。ラスパイレス指数の問題は私が町長になる前から、ずっと佐川町は特殊な採用を続けています。それは西森議員がよくわかっているはずです。副町長も8年間もやってこられましたから、だから佐川町はラスパイレス指数が低いんです。私は何度も今まではそうだったかもしれないけども、採用の仕方を変えたらどうですかねということは職員にずっと言い続けてます。ただ、ずっと長年にわたり、どの町長のときからその採用をしてるのかまでさかのぼって突き詰めたことはありませんが、長くわたって佐川町はちょっとイレギュラーな採用をしてきてます。それが原因でほかの市町村と比べると指数が低いです。それを改善するためには採用方法を変えるしかありませんが、これまでずっと何十年もやってきた採用方法から変えるということはなかなか難しくてですね、組合も含めて職員が納得をして同意をした場合に採用方法を変えましょうということはずっとこの7年間言い続けています。ただ、まだそこまで至っておりません。結論が出ておりません。ただこれは、役場として、佐川町役場としてやっぱり職員みんなで協議をして、組合のみんなも納得をした上で変える場合は変える、変えない場合は変えない、それを決めないといけないなというふうに思ってます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長が言うようにこの何十年もやってきたことであります。このラスパイレス指数が改善されるのはこれは学校卒、高校卒、あるいは大学卒、この直採を国みたいに雇っていけば安定してくるわけです。そうですよ。だから中途採用すると経験年数が切り捨てられる。だから一定の枠における職員、ラスパイレス指数というのは一定の枠の欄で変動していくわけですから、それが一個上のグループに入ったりすると全て変わっていく、変動していくわけです。

で、その新採で、今まで例えば、例えばですよ、25万の給料もらっている人が佐川へ来たら18万くらいになる。ほんでほかの同僚職

員は 25 万くらいで、そこへ安い給料の人、1 級に格付けされた人が入っていくので全体のラスパイレス指数が下がるという構造になるわけですよ。そこのあたりが町長、認識しちゅうのかと私は聞いているところであります。それがなかったらまたまたどーんと下がる。ほんで下がったらラスパイレスが低い低い言う。低いのはね、みんな認識しちゅうがですよ。要因があるから、そういう。だから採用される人も給料下がりますよと言って採用しちゅうと思います。100%で経験年数が算定された人も下がります。

例えば県庁の職員でも、どこぞの同等の保育士にしても佐川へ来ると給与の決定では下がる。大幅に下がる。それを承知して佐川の職員になっているわけですから、それは町長の言う問題とは違う。ただ、私が今言ったのはラスパイレス指数が全体で下がってくるのが認識しちゅうかしてないか、それだけを聞いているところです。

町長（堀見和道君）

ラスパイレス指数が佐川町が低いということはよくわかってます。要因もわかってます。西森議員が 30 何年も役場職員で働いているときに、問題提起をして採用方法を変えようというような動きになってれば、こんなことにはなってません。

私が町長になるまでは 34 歳までを新規職員として採用してきてるんです。社会人経験がどれだけあったとしても新規採用で低い給料からスタートしてるんです。そこが根本の問題なんです。

私は、私になってから新規採用職員は 29 歳までにしました。年齢を下げることによって少しでもラスパイレス指数が上向くように配慮もしました。今回は社会人として経験があるということで、3 年以上の経験がある。こういう条件にして採用することによって社会人としての経験をしっかりと計算をして初任給を決めてあげられるということで今回は社会人枠ということにしました。今回のこの採用の決断も全体として見ればラスパイレス指数が上がるという決断をしています。

もし、私の言っていることに間違いがあれば、西森議員が指摘をしていただきたいと思います。これまでずっと何十年にもわたって佐川町役場はこういう採用の仕方をしてきたんです。全国、数多くの市町村ありますが、佐川町みたいな採用をしてきたところは本当に一握りです。そろそろ変えないといけないですが、これを変えるためには職員みんなの納得が必要なんです。時間をかけてしっか

りと協議をして結論を出していきたいというふうに思っています。
以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、町長の考えがわかるにはわかったわけですがけれども、なぜ、佐川町が直採、高卒者、大卒者の直採だけを採用してこなかったか、できてなかったか、それは佐川町の独自の、やっぱり地域性というか、地元の方を今ほとんど新卒の方を採用していないようではありますが、その点いろいろな事情があって 30 歳までに 1 回はしていました。ほんで 8 年くらい前には 34 歳までにしたと思います。これはね、職員がね、どうしましょう、こうしましょうとか言えるようなもんじゃないですよ。これはもう町長が決めたらこれでいくと言うたら、それ鶴の一声。

これはね、副町長もよくわかっていますがね、それはね、職員で 1 番身分の弱いっていうのはこれは副町長ですよ。職員はいろんな法律で、公務員法とかいろいろ守られるけど、副町長は何の法律でも守られん。地公法も適用にならん。これはね、町長がもうおまねはね、ちょっと方向性が違うけ、明日から来んでええと、明日から来るようばんと言うたらそれで解任ですよ。任用するときは議会の同意がいるわけですがやめてもらうときは「はい、明日からもうえいけね」って一言。だから非常に弱い立場。だから副町長の立場はよく分かります。

けど、ちったあ言いにくいことも言うてもらわね、こりゃいかんと思います。ちっと言いにくいことも明日から言わないかん。こういうふうに思うわけではありますが、まあ、次にいきます。

どこまで言うたかようわからなかったけど。まあ、こういうことにつきましては平成 30 年の 6 月議会でも職場環境の改善、あるいは職員の指導育成方針について質問したところではありますが、その際、町長は「職員が気持ちよく休みが取れて、気持ちよく仕事ができ、みんなが支えあう役場をつくる」とこういうふうに答弁をしています、今、これに恥じることはないのか。今一度胸に手を当ててもらいたい。これ全く逆になっちゃあせんろうか。これほど多くの、今、総務課長からも次々退職者が申し出てきた。まあ、毎年のようにこんなに次々職員が辞めていかないかん事情があるという事は、通常あんまり考えられん。以前にもなぜ辞めていくのかと聞いたところ、町長初め執行部の答弁は「人それぞれで辞めるのは勝手

じゃし、第2の人生がある」こういうつれない答弁があっております。まあ、そんなような答弁を聞いておったところでありますが、最近漏れ聞こえてくるわけでありましたが、聞くところによりますと、町長初め幹部の強い指導というか、押しつけというか、またパワハラに似たようなもんじゃないかと、こういうような声も聞こえてくるわけでありましたが、これは町長もこのあたり多分耳に入っちゃあせんと思いますけど、町長か副町長、答弁ができる方から答弁をしていただきたい。職員が辞める理由は本当は何か。押しつぶされて辞めざるを得んような状況になっていないのかお尋ねをするところです。

副町長（中澤一眞君）

お答えを申し上げます。職員が退職をするというのはこれまでも何度かこの場で、私なりに答弁を申し上げてきておろうかと思えますけれども、これまさに、一言で言えばやはり人それぞれということになるかと思えます。

最近の傾向で、以前にも議場で御質問がございました。若手の職員の退職が多いのではないかと。私がこちらで3年ほど前からお世話になってからも、年度末、3回目の年度末を迎えようとしておりますけれども、その間にも数人若い職員がやめるという残念な事実があったこと、これも御案内のとおりであります。で、そういった若い方にはですね、一つには大別しますと、一言で言うともう人それぞれという事を申し上げましたけれども、大別しますと、一つには家庭の事情、それぞれの介護であったりあるいは家族の関係、そういったものであったり、それからやはりこれは最近の若者の一般的な傾向というかですね、3年もたずに転職をするというのは以前と比べると、西森議員あるいは私が就職したころから比べると、一回就職すれば大体一生その会社あるいは組織に身を置くというのが普通であったわけですがけれども、最近の傾向として、やはり自分のやりたいこと、自分の思い、そういうものが実現できる組織であるかどうかということを判断をする若者が増えていっている。それが2つ目の理由としてあろうかと思えます。

で、大きく分けるとその2つの事情、若い人の場合はあろうかというふうに思います。

で、年齢で一概にこれを分けるわけにはいけない、いかん、まさに人それぞれであらうかと思えますけれども、年齢がわりとって

からの退職っていうのは、私も数年前そういう立場におりまして、そういうことを考えたこともございます。正直ありました。で、その中に先ほど質問がございましたけれども、上司からのパワハラとか、職場のきつさとかそういうことが影響しているかということのお尋ねがありましたので、その点に関して申し上げれば、佐川町役場、先ほど町長がこういう役場にしていきたいんだ、こういう佐川町にしていきたいんだということを体現をしていると思います。で、私3年前こちらにおじゃました当時、その様子を側で見ておりまして、町長には申し上げました。町長には厳しさが足りないんですよと正直申し上げました、私。優しすぎますというふうに申し上げたこともございます。ただ、それを聞かれてるかどうかわかりませんが、こと仕事に関して、やはり私も給料をいただいて仕事をしております。プロでございますから、何にしても結果を出さなければいけない。必ずしもそれ100%成功するかどうかわかりません。ただ、今日もそうですけれども、皆様からいただいたさまざまな御意見、それを受け止めて、それをどういう形で表現して実行していったってその結果をどうする。その結果を見てまた次どうするって考える。そういうことをやっていくっていうのは、もうこれは当然やっていかなければならないことだと思っております。そういったことを町長も職員に対して、私も申し上げますけども、それは常日ごろ言っております。それがときに口調が強くなったり、やっぱりどうしてもできないことに対してやはり強い指導があったり、ということは日常当然これは同組織でもあろうことかと思えます。それをどのように受け取るかどうか、これは申し訳ありませんが、人それぞれの認識、判断ということになるかと思えます。ただ、それで退職に結びついたかどうか、そういう事例は私は承知はしておりません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

ただいま副町長からそのつけない答弁を聞いたわけではありますが、そのお言葉の中に厳しさが足りないという言葉がありました。それはそういうことであろうかと思えます。ですから、町長が前に答弁したように、職員が気持ちよく休みがとれ、また気持ちよく仕事ができ、みんなが支えあう役場をつくる、こう言っておきながらその厳しさが足りないとかいうようなことで片付くのかなと。これは町長の答弁ももらいたいところですが、しそうにもありませんので、

後で、まあいいです。そういうことで承っておきます。

実はですね、私がこのちょっと前、仁淀川町役場に用事がありまして10年ぶりくらいに行ったわけでありましたが、まあ、あそこの仁淀川町役場というのは庁舎もすごく新しくなっておりまして、エントランスホールにしましてもただただ広くて私もびっくりしてウロウロ、キョロキョロしながら奥のほうに進んで行ったわけでありましたが、そうすると、中のカウンターのほうにおった女性の職員が目ざとく私を見つけまして、すぐにカウンターから出てきてくれてまして、今日は何の用ですかということだったので、私は「佐川町の西森と申しますけどこういう用でと言いましたらすぐに電話でアポを取ってくれてまして、その件でしたら2階ですよということで、2階へ上がって行ったわけでありましたが、これまた2階の職場の雰囲気、こういうもの、そして職員の顔色、これが佐川の職員と今のところちょっと違う。まあ、生き生きとしてにこにこしている。こういったことは外回りをする業者の方々から佐川の役場の空気とよそは全然違う。梶原へも行ってみたいやという。梶原ら行くことはめったにないし、行ったこともこの何年間、7、8年ありませんが、まあこういうことを聞くには聞いておったわけでありまして。そして、私が話が終わりまして帰り際に、「おまんくの職員はみなすごいね。よく教育しちゅうね」とこう言うんですね、「ありがとう。けんどみんなあんなもんじゃないかよ」とまあさらりとかういうふうに、こんな言葉が返ってきたわけでありまして、今度は私が帰り際に1階のロビーのカウンターのほうに向かってちょっと近寄って行きますと、またその女性の職員とちょっと目が合いましたので、そしたらその女性職員が自席で立ち上がってくれましたので、私はずいぶんと遠くからではありましたが、ありがとうと言って会釈して帰ってきたわけでありまして、こうしたことは一朝一夕にできるようなことじゃないと思います。

佐川の場合ですね、私も町民からいろんなことを頼まれごとをして最近頻繁によく役場にくるわけでありまして、そのときにね、まあ8時40分前後、そのときに町長も登庁してくる。そんなときにもよく行き会うわけでありまして、町長も町長室に行くまで、今は2階にあるようですけれども、私が後ろからずっと見ゆう限りですね、町長は誰にも挨拶せんし、職員も後ろから見る限り無視しゆう、こういうふうに見えるわけでありまして。これは先ほども言いましたよ

うに、町長が気持ちよく仕事ができ、みんなで支え合えるような役場にする。これはちょっとほど遠いのが現実やないかと、こういうふう思うところであります。副町長の先ほどの答弁には厳しさが足りないと言われるもんやからキョロキョロ脇見をするわけにはいかんと感じる人もおるかも分かりませんが、見る限りそんなような雰囲気じゃない。どうもね、職員がピリピリして気持ちよく、気持ちにも余裕がない、こういうような状況になっているのではないかと思いますけれども、これは町長は自分で感じることはないのか、お尋ねしてみたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。あくまでも推察、推測ではありますが、私の後ろに西森議員がいらっしゃったのでピリピリしたのかもしれないなというふうに感じております。そうでないときは普通に挨拶もしますし、気持ちよくコミュニケーションもとります。

西森議員おっしゃいましたように人は一朝一夕にしては育たないと言いましたが、西森議員が在職中の30何年間、どういう人づくりをされてきたのか、役場の中でということの後で教えていただければありがたいですけれども、私が教育というか、人づくり、職場の人づくり、すごくよくできてるかどうか、それはわかりません。ただ、意識をしてどうすれば一人一人が仕事が楽しくなるだろうとか、仕事に集中してできるようになるだろうとか、責任感をもって仕事ができるだろうかといういろいろ私も勉強してきましたので、コーチングという視点も入れながら取り組んできたという自負はあります。ただ、すぐに結果は出ません。粘り強くやり続けなければいけません。

ただ、私に直接伝えてくれる方もいらっしゃいますけれども、私以外の役場の職員に結構多くの町民の方々が、「ああ、役場よくなったね。明るくなったね」「声をかけてくれるようになったね。前はそんなことなかったのに、本当に「今日はどうしました」気持ちよく接してくれるね」「若い20代の職員、本当に素晴らしい対応をしてくれてありがとう。ぜひ役場の中で褒めてあげてもらいたい」というそういう声を結構聞いてます。そういう意味で言うところの7年間少しずつかもしれないかもしれませんが、確実に役場の仕事の仕方が明るくよくなってきたのではないかなというふうには思っております。あくまでも私の感想ですが。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今の町長の自分の感想を述べられたわけではありますが、この今の答弁は職員が聞いていますので、どういうふうに反応するか、それは自分の目で確かめていただきたらとは思いますが、よくなったのは職員がよくなったわけではありますが、庁舎がリニューアルしてよくなって外観がよくなった。これじゃね、中に住む者はね、町長以下その住む人がよくならにゃ、何ともならないと思います。ボロは着てても心は錦という歌もありますんで、そこらあたりは新採職員も含め、しっかり指導していただきまして町民の宝物となるように、しっかりと仕事をしてもらえようように1年、2年で、あるいは3年でようよう一人前に育ったと思ったらすぐやめる。こういうことができるだけないようにしていただきたいと思います。

このことは全職員も聞いていると思いますので、どういう反応が出てくるのか、少なくともみんなで支えあってにこやかに仕事ができる役場にしていきたい。そういうふうに思います。

で、私のことをいろいろ、るる述べていただきましたが、あとで教えてください。まあ、ここでは反問権がないのでできんと思いますが、私が何をしたのか。私物化言うて。

（「一つだけ言いましょうか」の声あり）

一言じゃない、たくさん言うてください。なんなら聞きに行きますんで、これは言うちょきます。これが終わったら言うてください。

ここでは、反問権がないので。これ言うてください。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番（西森勝仁君）

では、次にいきます。

教育研究所が設立されて間もなく丸3年になろうかと思います。町長の行政報告にもあり、大体のことはわかりましたけれども、今、所長以下どんなスタッフでどんなことをやっているのか。地域ぐる

みのふるさと学とシティプロモーション、この事業にも3年ほど前に、総事業費が4,115万円。こういう計上していたと思いますが、今年が最終年度になる。去年の予算で、もう一昨年、去年度の、2年目の予算で成果品かなんかで200万予算化し、そして令和2年度ではそれが急遽800万円に増えた。なんだか聞いてみたら成果品をつくる費用やというようなことやったわけではありますが、まあ、細々にもようびませんがこの3年間の教育研究所の総事業費の総額、そして、まあこれ人件費も入っちゃうわけですが、それとまた、重立った業績があればお答え願います。

教育長（濱田陽治君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。すいません、総事業費はちょっと計算してませんでしたので、後ほど御報告をさせていただきます。

まず、教育研究所の組織と役割について御説明を申し上げます。教育研究所は平成30年4月に開設しまして、所長1名のもと、教育施策の企画・立案・進行管理・調査・教員研修など学校支援にあたる教育指導員、これが2名、それから教育相談に係るスクールソーシャルワーカーと教育相談員が1名、研究員、研究員というのは県費負担の教職員でテーマをもって研究しておりまして、2年間研究しますと、学校へ戻ってそれを生かすというものです。それと、児童生徒支援センター「すまいる一む」で不登校の子供さんたちのお世話をする指導員3名と、これを全部合計しますと9人になりますが、これでふるさと教育、不登校、学力向上について佐川町の教育課題を解決するための教育施策の企画・立案・進行管理、調査研究、教職員の研修、児童生徒や保護者の皆さんへの支援を幅広く行っております。なお、この人員の中で先ほど申し上げました研究員は県費負担教職員です。

それと、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、児童支援センターの指導員は研究所が開設する以前から位置づけられておりましたので、一貫した取り組みのために改めて研究所に位置づけたものです。

で、研究所開設とともに新たに位置づけた人員は所長1名、教育指導員2名の3名です。このメンバーで、次にそれぞれの取り組みと成果について御説明申し上げます。

ふるさと教育ですが、初めにふるさと教育については国の地方創

生の予算をいただきまして、地域ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業として、平成30年から3カ年計画でふるさと教育、さかわ未来学のカリキュラムと教材を開発いたしました。これはこれからの時代を生きていく子供たちのために佐川らしい教育の体系化、これを目指しまして、学校教育で活用するカリキュラムや手法の開発と教材の作成、及び住民向けのコンテンツの作成に取り組んだものです。成果物はほぼ完成しておりまして、来年度から普及活用するという段階になっております。

で、具体的にですが、1番はふるさとを愛し、誇りを持ち、ふるさとに貢献しようとする子供たちを育てるために、ふるさと力を育む教育というものをします。このために佐川きゅうりなど佐川在来の野菜から始まりまして、ふるさとの自然、偉人、歴史、産業、災害からまちづくりまで自ら学んでいく副読本「さかわ一く」というもの、これと、それをさらに深く学ぶためにデジタル教材を開発しております。

次に、人間力を育む教育については、これは山口県萩市の明倫学校、それから佐賀県多久市、岡山県の閑谷学校、福井県の永平寺町とこういったところを調査をいたしまして、成果を上げているところには必ずバックボーンになる精神性があるということを突き止めて、本町でも名教館で学んでおりました論語のことを考えまして、論語を題材にして人としての生き方を学ぶ指導法を開発、導入しております。

次に、3番、これからの時代、失礼しました。3番は間違いです。これからの時代に生き、自らの力で人生を切り開いていく、未来創造力を育む教育の為に、幼児期に表現活動で学びに向かう基礎を培う花まる学習会のA t e l i e r f o r K I D s。それから人口知能で算数、数学を中心に子供たちの教科学習を個別に支援するQ u b e n aという教材。論理的思考力や創造力を育む町独自のプログラミング教育など、最先端の知見や技術をG I G Aスクール構想に合わせて環境整備もいただきながら活用させていただいて、子供たちに先進的で個別最適な指導や支援をするための教材や指導方法を開発導入しております。

で、来年度以降はこの3年間に開発導入しましたこれらのカリキュラム、手法、教材を活用して学校教育の質を向上させ、これからの時代を支えていく子供たちの育成をしていくということになります。

す。また、食のレシピや祭りの映像などのコンテンツも町民の皆様
に活用していただけるようにしてまいります。

次に２番目、不登校問題に関しまして、これは近年学校教育の大
きな課題であります。佐川町におきましても小学校１年から登校を
しづるなどの不登校傾向が始まり、中学校で顕在化して登校できな
い例が目立ちます。中学校での発生率がデータのある平成 22 年度以
来、常に国の平均、これはだいたい 3. 何%というものですが、これ
を超えております。で、平成 28 年からは増加傾向が著しくなりまし
て、平成 30 年に全国平均の 2 倍を超える事態となっております。
具体的には 7.6%という数があります。これに対しまして、教育研究
所設置に際し、ふるさと教育とあわせて教育行政の最重要課題だと
位置づけまして、地域支援ネットワークとの連携の強化、教育相談
の充実、児童生徒支援センター、すまいる一むでの児童生徒支援の
充実、各校に配置している特別支援教育支援員の支援力の向上と配
置の充実、町独自の不登校予防マニュアルの作成と活用とこういっ
たことによって学校生活に適応できず困っている子供たちや保護者
の皆様の御支援に全力をあげて取り組みました。

一例として教育相談の充実について御説明をさせていただきます。
教育相談については、研究所を開設するまでは委員会事務局に配置
されていましたが 1 名の教育相談員と県教委から各校に週あたり半日
程度派遣されていたスクールカウンセラーがそれぞれで実施してま
したが、研究所が開設されてから特に力を入れまして、不登校担当
の教育指導員 1 名、教育相談員 1 名を中心に相談を受け、対応して
おります。業務内容としましては直接または学校を通じた相談をお
受けし、ともに解決方法を模索する対応や、先ほど県教委から派遣
されたということを申し上げましたけども、このスクールカウンセ
ラーも研究所で一元化しましてやっております。それと、特に厳し
い内容については、非常に高度な相談能力を持っている臨床心理士
さんをお願いしました。で、これらの皆さんの業務の調整や進行の
管理をしております。で、相談内容によって、ソーシャルワーカー
や健康福祉課のご担当や子供と歩む会などと連携しまして、学校な
どの教育機関や医療などの専門機関につなげながら解決の方向へ進
めております。

で、相談に来られる家庭につきましても研究所設置時点は毎年 30
名程度でしたが、令和 2 年度の例でいきますと、2 月末時点で 70

名、回数で 214 回と大幅に増加しております。大まかな内容は不登校について 24 名 75 回、引きこもりについて 12 名 30 回、養育問題について 13 名で 41 回、進路・学力について 3 名で 7 回です。で、これらの中では解決や緩和など前向きに推移している事例が目立つようになってきています。が、中には解決が難しく、停滞している事例もございます。

効果としては相談しやすい環境が整ったということにより多くの相談が受けられるようになったということと、相談の種類や難しい、難易、難易と言いますかね、によって適した相談者が対応しますので、より確かな相談活動ができるようになって、相談への信頼度が高まったということで問題解決への見通しがつきやすくなったことと受け止めております。

で、各小中学校におきましても専門家の助言による子供理解の促進や学級経営の改善など、教育研修を充実しました。それから、保育と小学校の連携を強化しております。次に、教職員の校種を超えた交流など、小中学校教育の一貫性の強化などにも取り組んでおります。こういうふうに関これまでの取り組みを大きく見直しまして、学校教育の質と信頼の向上に努めてまいりました。

さらに、本年度からは各校に不登校担当教員を位置づけましたが、特に佐川中学校にはこれを専任とする教員を定数外で県費で加配と言います、1 人いただいて、配置しております。これらの結果、中学校での不登校発生率は下降傾向に転じまして、今年は 11 月末時点で 4.25%、年度末推計で 5% を切るであろうというところまで改善をしております。

次に、基礎学力の定着と学力の向上については、学力学習状況調査などの結果を見ますと、学年学級個人の差がまだ十分克服できておりません。これは不登校の原因でもあります、子供たちの発達の片寄りが一層目立ちだしたということが一つの原因になります。情緒の発達や学習についての差し障りがありますという診断がある子供さんが小学校で 7.8%。これ医師の診断です。中学校で 8.5% おります。ということもありながら、学級経営、授業のあり方にも課題が残りました、不登校対策とこのたび開発いたしました、ふるさと教育のさかわ未来学の推進を確かなものとして一層改善を目指さなくてははいけないかと思えます。

次に、教育施策の企画立案進行管理につきましては平成 30 年度か

ら令和5年度までの5カ年について第2期佐川町教育振興基本計画というものをやっておりますが、これに取り組むために30の施策による重点行動計画を策定しまして、教員研修などの事業を実施し、取り組みと成果を検証し、年々改善しております。これによって佐川町の教育施策は可視化されて、見えるようになってですね、改善を繰り返しながら着実に進むという仕組みができています。

そこで、効き目があったのかということについてです。成果と課題です。これらの施策がどう影響を及ぼしたかについて、因果関係にまでさかのぼって検証するという定量的な指標はありませんが、中学校での不登校の発生率が低下傾向にあるという。それと、昨年12月に実施しました佐川町総合計画アンケートの集計を見ますと、学校教育について不満との回答が、平成26年度当時10.5%でしたが、今回、調査で6.9%と低下しております。こういうあたりが教育研究所の指導や支援による学校教育の質の向上が一助となったのではないかなと、こう考えております。

今後ですけれども、研究所を中心に佐川未来学を初めとする独自の教育施策を着実に推進いたしまして、子供たちが学校で学ぶことが楽しいと思えるような授業をつくっていくと、そういった学校経営を実現して、これからの時代に求められる学校教育になるように努めてまいります。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ここで食事のために1時30分まで休憩します。

休憩 正午

再開 午後1時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、西森君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

教育長からこの3年間の総括について御報告をお伺いしたところでありますので、大体のことはわかりました。不登校対策についてはこれからお伺いしようと思っていたところですが、総論の中で説明いただきましたので、おおむね了解とします。

次にですね、本年度も予算書を見てみますと、大きな教育委員会

予算が組まれているわけでありまして、さかわ未来学として委託費が組まれているわけですが、これはどこに委託をして何をどうするつもりか。そして、その効果ですね、これはどんなものを期待しているのかお尋ねをしてみたいと思います。

それと、あわせて不登校対策につきましては御説明をいただきましたけれども、この学力向上対策とあわせて7,400万円、7,400万の予算はこれはどんなものを想定しているのか2点お尋ねをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、御質問にお答えいたします。7,400万円の細かい内訳はちょっとあとで調べてご連絡させていただきます。

今回、当初予算に計上しておりますのは、ものづくりをとおして子供の内面を表現する手助けというような形で株式会社こういう花まる学習会のA t e l i e r f o r K I D sについて委託料を計上しております。またですね、一人一人、ソーシャルスキルの向上というか、一人一人で学習して、得意不得意なところを分析するというような形で、株式会社L I T A L I C Oの委託をしております。また、今回、教育振興基本計画の中間年次にあたって、その見直しというかですね、見直しという形でジャパン総研というところに前回策定したコンサル担当会社のほうにですね、教育振興基本計画の見直しに係る委託料を計上してます。

あとはですね、今回、先週、初日に町長が申し上げましたとおり、図書館のほう、図書館と発明ラボで整備をするという方針になりましたので、その図書館の基本計画の策定に係る委託料を、これもA R Gというコンサル、図書館に明るいコンサルタント会社に委託するように予算を計上しております。以上です。

教育長（濱田陽治君）

少し補足をさせていただきます。

花まる学習会のA t e l i e r f o r K I D sにつきましては、先ほど保育と小学校との連携と、こういうお話を申し上げたんですけれども、その時期に表現活動でいろんな色彩とかを使ってですね、アートで表現活動をして、その中で子供たちが生きていく上で必要な好奇心、考える力、判断力、コミュニケーション力、忍耐力などを育てまして、新しい時代に求められる学力の基礎を培うというプログラムがございます。これを斗賀野小学校区と、今、黒岩小学

校区でやっておりますが、非常に効果があつてですね、保育士さん、教職員から子供たちへの見方が変わったとか、子供たちの心を育てる手法だと、こういうこと。それと、保育と小学校で共通の取り組みになって、連携強化に効果があると、こういった評価をいただいておりますので、来年は佐川小学校区へ拡大し、その次の段階では教員にそのやり方を覚えてもらって、この委託は少なくなっていくって、町内で教員達ができるようにというふうに考えています。

次に、L I T A L I C O社ですが、これも先ほど発達に偏りのある子供さんの割合が増加しておるということを申し上げました。これも近年飛躍的に増加しておるんです。で8. 何%というのは10人に1人ぐらいのことになります。で、そういった子供さんたちに対応していく、御指導するためのノウハウが残念ながら県内にはほとんどございません。知的な障害とかですね、肢体不自由とかそういったものは歴史的な長い年月での蓄積がありますけれども、県立の特別支援学校でも3、4割の方しか特別支援教育の免許をもっておりません。市町村立にはほぼ皆無です。そういう状態の中で、このL I T A L I C O社は関東中心に行動分析学と言ってどうして子供さんがこういう行動をしたのか、例えば暴れたとか、その原因はなんなのか、では、それをよい行動に転嫁するためにはどうしたらいいのか、ということを具体的にコーチしてくれます。これも佐川小学校で試してみましたら、教員、それから保護者の支援もしてくれますので、ペアレントトレーニングと言いまして、保護者のトレーニングもしていただいて、なかなか評判がよかったので、なんとかこれを拡大したいと思っております。

次に、教育振興基本計画が教育の大綱というものが法的に位置づけられています。それと同時に地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画というので、教育振興基本計画はつくるべしという努力義務がございます。これが5年で、今、2期目が終わろうとしております。で、再来年からが3期目になりますので、来年度はそれを策定するための経費をお願いしているということです。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まあ、それぞれ御説明をいただきまして、好奇心や忍耐力をつけるためにいろいろな授業をやっていくと。その目的につきましては私もそれは非常にもろ手を挙げて賛同するものであります。そし

て、その教育振興基本計画の見直しもジャパン総研で行うと。そして、そのお話の、るる、お話を伺っている中に、関東中心に活動している業者というふうにお伺いをいたしました。その関東、全部東京の業者、今花まるなんとか学習だのなんぞいろいろ聞いたわけですが、これ、それぞれ事業所の所在はどこにあるんですか。中四国とか関西にはないものですか。お尋ねします。

教育長（濱田陽治君）

はい。細部はちょっと記憶をしておりますが、東京の近辺に本社があります。また調べれば出てきます。それと、先ほども申し上げましたように、ほかにそのノウハウがございまして、平成30年の後半にこのさかわ未来学をスタートするにあたって全国的に調査をいたしまして、それでいくつかの候補を調べていった中で、最も効果がありそうということでお願いをしたということです。

3番（西森勝仁君）

いろいろ説明を聞きゆわけですけれども、ちょっと聞いただけではよくわからんわけですけれども、何もかにも関東周辺の業者に委託するやに聞こえましたけれども、そら委託するのは結構として、その委託業者の口車に乗って町民の大切な税金を取られるようなことのないように。今、教育長の答弁の中には関東近辺の業者であって、平成30年ごろばあ、効果も期待ができるということです。そらまあ非常にいいことですし、私もその、要するに費用対効果です。で、やっぱり効果が上がるような、7,400万も巻き上げられた、あるいはこの間も聞いてみたら博報堂に5,700万払ったよと。ほんでまあ基本計画はできたものの、またこれはあのときの印刷費は2千万が京都の業者でしたが、そこまでは聞きませんでしたけれども、まあ、そういったようなことになってると思います。その、製本とかそういったものが出てくればですね、やっぱりその京都じゃないんだという業者じゃなくてそれほど高度な本じゃないと思いますので、地元の業者をしっかりと使って製本は仕上げてもらいたい。まあそういうふうに思います。まあ、このことは後日検証させていただきますので、まあ、県外の委託業者に大切な税金を取り上げられる、巻き上げられるようなことのないようにきちんと、しっかりとチェックをしてもらいたいと思います。

次に、給付型の奨学資金の創設であります。私が以前から命をつなぐために1日500円程度の給付型の制度ができないかという

う質問をして、もう随分長くなります。それよりも以前に坂本議員が平成 27 年 9 月議会でも同様な質問をしておりますが、一向にらちがあいておりません。町長答弁によりますと、私の思いは教育委員会に伝えてあると、こういうことでありました。そして、令和 2 年 6 月議会で私がこのことについてまた聞いてみますと、「私の私案ももう既に教育委員会に渡してある」と。「教育委員会でしっかり結論を出してくれるものと思っている」と、こういう答弁でありました。しかし、今、言いましたようにちっともらちがあかんと。教育長にお尋ねしますが、この町長から渡されたという私案、これはどんなものか。あれはやらんでえいぜよということだったのか、これをお尋ねします。それをほんでどうなっているのかお尋ねします。

教育長（濱田陽治君）

はい。町長から私案はいただいております。町に帰ってきましてですね、林業とか農業とかいろいろ町の役に立ってくださるようなお仕事に就いてくださるような青年に、奨学金を出そうというものでした。はい、そこまでです。以上です。

3 番（西森勝仁君）

まあ、その内容が卒業したら町の仕事に就いてくれるとか、町の役に立つような仕事に就いてくれる、まあ、そのよくわかりませんでしたけど、そんなことが内容に盛り込めるというようなことやと思いますが、私が思うには町長からの指示っていうのはですね、これはもう職命ではなかったらと思います。いまだちっとも進んじやしません。職命というのは地公法 32 条によってこれはもう命令に従う義務がある。これはもう随分長い間ほったらかしになっちゃあしませんでしょうか。教育長の答弁でもですね、これ去年の 6 月議会ですけれども、町長からそういうような指示をもうて、私は何回も質問している中に早く検討すると。いつまでも検討というわけにはいかんよということで、6 月、9 月、12 月議会、一寸だましみたいなものじゃないかと。ほんでその私は例え 500 円であっても命をつなげる 500 円、こういうような意味合いですので、ハードルは低くしてくださいよというようにお願いをしてあったんですけども、今聞くとところによると町のためになるとかということは町で採用すりゃえいわけやけど、そうもいかんというように思いますが、そのあたりはどのように検討されて、どこまできているのかお尋ねします。

町長（堀見和道君）

はい。まず私のほうから補足の説明をさせていただきます。教育長からは後ほど現時点でどういう状況かということについては回答させますが、私のほうから職命でやりなさいと命令したわけではありません。鹿児島県、確か長島町だったと思いますが、ぶり奨学金、日本で初めてUターンで帰ってきてくれる子供たち向けに教育ローンの返済について補填をするという奨学金だったと思いますが、その長島町の奨学金制度を参考に愛媛県の上島町でも奨学金制度をつくってます。そのときはまだ国のほうで給付型の奨学金っていうのが出てませんでした。佐川町のほうでいろいろ事例があるので、参考にしながら検討してみたらどうですかと声をかけたときにですね、国のほうが給付型の奨学金を検討するという話がありましたので、国とか県のほうで今後、給付型の奨学金制度が出てくるだろうと。それも踏まえながら、そこでは十分に支援できない奨学金制度があればですね、それは検討してつくるのも良いと思いますよということで伝えました。で、その検討した結果、やるやらないも含めて教育委員会で結論を出していただいたらいいですということで、やりなさいとか職命で出しているものではありませんので、それは御理解をいただきたいと思います。

あと、教育長のほうから現時点での検討内容、検討条件については説明をさせます。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

すいません、この件に関して私のほうから御説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、奨学金につきましては日本学生支援機構の無利息の第一種奨学金というものがあります。それに加えて、新たに給付型の奨学金も創設されている状況です。

また、高知県のほうでも日本学生支援機構の無利息、先ほど申し上げました無利息の第一種奨学金の貸与を受けている方が、大学卒業後6カ月以内に県内で就職する方を対象にして奨学金の返還を支援する制度がございます。

で、町独自の給付型の奨学金につきましては日本学生支援機構であるとか県の支援制度に該当しない方に対して、卒業後町内に居住して、第1次産業であるとか採用困難職に就業する方や、町内で起

業する方を対象にするなど、一定の条件をつけて助成する方向で現在検討しておりますが、今現在のところ結論を出すまでには至ってません。将来に渡って持続が可能な制度であり、より充実した制度をもう少し時間をかけて検討してまいりたいと思っております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

説明いただきまして了解をいたしました。次にですね、ちょっと一般会計予算についてお尋ねしてみたいと思います。

今年も昨年より 2 億円余り増えまして、標準財政規模の約 2 倍という約 80 億円余りが組まれておりますが、この中には産廃絡みで 5 億円程度の積立金が入っているようです。けんど、非常に大きな予算であります。当初予算額を見ていますと、委託費も毎年 5 千万円ずつ上昇しております、今年は 11 億 2 千万円くらいになっているわけですが、今年が目玉事業は何か、また、昨年の 12 月の議会で永田議員が松崎の民有地に大量の公用車がつき据えてあるが、使っているのかとこういうふうにお尋ねをしていたわけですが、町長は使用頻度についてはわからないので調べておくところ言っていたわけですが、そして、今年の予算書を見てみるとまた民生費に公用車購入費と、213 万ですか、これが計上されているわけですが、これが必要なのか。公用車問題につきましては平成 28 年 6 月議会でも邑田議員が質問しておりますが、このときは 69 台やったと。そして私が令和元年 9 月に聞いたときには 121 台と増えておった。現在はこれは何台になっているのか、以上 4 点についてちょっとお尋ねをします。

総務課長（麻田正志君）

私のほうから公用車の現在の台数ということですが、すいません、ちょっと現在の台数につきまして、今手元に資料がございませんので、もう一度確認してから報告をさせていただきます。

3 番（西森勝仁君）

ちょっとそこがあるけ、それをちょっと今調べてもらいたいと思います。休憩してもらいたいと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 1 時 58 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

公用車の台数についてお答えをさせていただきます。

現在の公用車の台数は 126 台になっております。それで、以前に邑田議員にお答えしたときの台数は、ちょっと答弁書を今よう確認してないですが、60 何台という台数から考えれば、軽自動車の台数でお答えをさせていただいたんじゃないかなろうかというふうに思います。役場の公用車につきましては軽自動車のほかに普通自動車でありますとか、学校とか町有のバスとか、あとトラックでありますとか重機とか、消防関係の消防車あるいは給食の運搬車などもありますので、それらを全部集めまして 126 台ということで、軽自動車だけに限りますと 63 台ということになります。

あと、御質問の中にありました公用車につきましては、ちょっとすいません、予算書確認しておりませんが、今年の予算書の中にはさくら荘、デイケアセンターさくら荘の送迎車の分と、あと給食センターの運搬車、この 2 台の公用車購入の予算が計上されております。以上でございます。

（「答弁漏れ。公用車の使用頻度。町長も調べちよくと言うた。」の声あり）

お答えいたします。使用頻度につきまして、以前、永田議員の御質問にあったときに答弁させていただいてましたあの時の状況からはほぼ変わらない状況になっておると思います。総務課のほうにつきましては、あのときには向こうの公用車のところには研修でありますとか出張で使う分、そういうものについて今年の使用頻度が低くなっておると。あと、他の課の分につきましてもそのようなものとかの使用頻度が低くなっておるといふ状況の御報告をさせていただいたと思います。そのときと今でそんなに状況については変化がないものというふうに思います。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

総務課長から今それらしき答弁がありましたけど、町民のみんなはいつもあそこに大量の、いつも常時 20 台くらいが軽自動車も含めて公用車がつき据えられてあるわけですが、いごいてないのがほ

とんどみんな住民が知っています。今、総務課長からそれらしき答弁がありましたけれども、ちょっと留意して見ていただきたいし、不要なものは処分してもらいたいと思います。維持費がかかります。それはお頼みをしておきます。

次に、コロナ対策についてお尋ねをしたいと思います。まず、コロナ対応につきましては町長の行政報告やチーム佐川推進課から地方創生臨時交付金の実施計画にというものをもらっておりますので、大体のことはわかりましたが、少しばかりお尋ねをしたいと思います。

資料によりますと、交付金の総額は4億3,849万2千円ということになっております。これを見ますと、コロナとは関係なさそうな道の駅基本設計委託料、これに約1千万。今、昨日客車が来たようでありますけれども、客車の収納施設の中に地元のアーティストを使うということで、花卉の、花の花卉ですね、これのシャンデリアをつくる用途で220万、ほかにも光ファイバー、あるいはG I G Aスクールこういったところにも多額の予算を配分しているわけですが、この中で本当にコロナで困っている人、困っている人対策に使われている予算というものは総額どれぐらいになっているものか。チーム佐川推進課からいただいた地方創生臨時交付金の使途は4つに分けてありますけれども、それを今言いました、本当に生活に困っている人対策として使ったものはいくら、そのほかなんぼ、トータル4億3千万というふうな形で御説明をいただきたいと思います。わかれば、これをお願いします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の地方創生臨時交付金についてのお尋ねだということで、まず、西森議員言われたとおり、本年度に交付されるコロナの交付金は4億3,849万2千円。で、今から私が言う数字はですね、佐川町で事業計画をして、事業費、事業費ベースで御説明をさせていただきます。

まず、交付金の使途、雇用の維持と事業の継続。これ具体的に言いますと、佐川町で言いますとチーム佐川支え合い基金に挙げた事業でありましたり、それから高知県の休業要請協力金の負担金、これの事業費、それから子育て世帯の給付金でありましたり、新生児の特別定額給付金、それから修学旅行のキャンセル料でありました

り、こういった事業の経費が事業費ベースで6,718万2千円ということです。で、交付額が4億3,849万2千円に対して6,718万2千円が先ほど言うた雇用の維持、事業の継続、で、直接交付金の中で給付金とかに使ったお金と、事業費ということになります。

その他にはですね、分類として感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発という国の分類の中で言うと5,374万3千円、それから次の分類で言いますと、次の段階として官民をあげた経済活動の回復という分類がございます。これが7,505万4千円。それからもうひとつの分類で強靱な経済構造の構築という分類がございます。この事業費が2億5,792万8千円となってございます。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、御説明を聞きましたけれども、本当に困っている人対策用というのは約7分の1くらいじゃないかというふうに思いますけれども、できるだけ多くの困っている町民の救済をしてもらいたい。これは早くから言っていたことでありますけれども、町の基金を崩して対策をしたかと思えばコロナ交付金が来たらそれで全部充当してしまったと。ほんで町民からの税金では対応していないということやったんですけど、ちょっとでも温かい手を差し伸べてもらいたいと思いますんで、町独自の対策もどんどんやってもらいたいと思います。このコロナはまだしばらく収まるような気配はないと思います。早うに収束していただきたいですけれども、いつになるやらわからんということであります。

また、資料見てみますと、補正予算にコロナ臨時交付金で金峯神社の参道を整備する。これに298万1千円が計上されているわけですが、これはどういうものなのか。町内にはたくさんの神社仏閣があり、それぞれ荒れた参道もいっぱいあるわけですが、この金峯神社の参道だけを野外観光施設として整備する、こういうことらしいですけれども、これにはちょっと無理がありはせんろうかというふうに思います。そして、予算書を見るとですね、町有財産管理工事とありますが、この参道が町有財産になるのか。確かにあの山は約10年ほど前に民有地だったのを西谷の人たちが木がふけになって冬になったらひとつも日が当たらん、切ってくれというようなことで買収して切って、そこそこ日が当たるようにはなっていますが、これを見るとあれをどうするか知りませんけれども、工事を

すると。こういうことになる。と憲法第 20 条には政教分離の原則というものがあって、これに抵触するかどうかは法と照らし合わせてみないといけないわけですが、これはまた町長の職権乱用になりはせんろうかと。これはどういうことでこういう予算が組まれているのか御説明をお願いいたします。参道が町有財産なのか。費目は総務管理費に組まれていると思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この予算に計上した経緯につきましては石段横の石積みのところが膨れてきて、崩落、崩れる恐れがあるというような声を住民の方からいただきまして、現地確認に行ったところでございます。2カ所の箇所につきましてちょっと膨れておって、崩落する可能性もあるということでその修繕工事を行うということが内容になっております。

この石段横の石積みの箇所につきましては、先ほど西森議員のお話にもありましたように町有地ということになっております。そして、この石段の部分につきましても、こちらの赤線ということで町のほうの管理ということになっております。事業の内容とかいうことについてのお答えは以上になります。

3 番（西森勝仁君）

説明は説明でわかりましたけれども、それが屋外観光施設ということになるのか、また、その参道と、要するに工事の必要性というのはその周辺工事がそのなんか崩れそうなき直すということやけど、それを今この予算の、積算の基礎説明になる、その野外観光施設、屋外観光施設ということに該当するものなのか。これはおかしいと思います。これはできないんじゃない、やるとすれば町道かなんかの工事費ですべきじゃないかと。財産管理に該当するようなものじゃないと思いますがいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えさせていただきます。西森議員がおっしゃられる、屋外観光施設の事業についてどうかということだと思いますが、県の実施する、県の補助金で屋外観光施設の緊急整備事業というのがございまして、既に補正をして事業を実施しております、牧野公園のトイレでありますとか、それから長谷溪谷の事業、この補助事業はですね、今までコロナの影響があったことから、観光をするという方々がやっぱり屋外のほうに注目をしているということで、県が創設を

して今事業を実施しているところです。

今、御質問いただいた金峯神社の町有地の件につきましては、県にも事前に相談をさせていただいて、上町周辺の観光の施設ということで、牧野公園を含む上町周辺の観光のルートであるということで、高知県のほうには事前に事情を説明させていただいた上で、補助対象になるということで回答をいただきましたので、総務課のほうで今回、補正の計上をさせていただいております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

説明の引き合いに長谷溪谷の修繕整備とかあるいは牧野公園の整備とかいうものが引き合いに出されたわけではありますが、明確にあそことは違うわけではありますが、かなり担当課が鉛筆をなめて県を説得したと思うわけではありますが、これはね、ちょっと無理があると思います。これはまた一般質問じゃなくて引き続いてちょっと今の答弁の内容から検討させてもらいますが、これはかなり無理があるんじゃないかということを申し上げておきます。

こんなふうになんでもありみたいな事業が結構多くなっていますが、今国の借金も大変になっていますので、コロナが収束したらこの借金問題が大変な問題になって出てくると思いますが、予算の編成権者である町長には絶大な権限があるわけですので、そこらあたりもやっぱりしっかり査定をしてもらいたいと思います。みんなで渡れば怖くないじゃなくて、みんなで行くから大きな借金になって怖いということもあります。

それに、以前ですね、中芸支局の北原さんという方が公の財布としてコラムを書いていたけれども、国のお金ばかり、税金を使うということは大変なことやけ、町長も議会もしっかりせいというふうに言っていましたが、確かにそのとおりでありますので、予算の編成権者が、これをしっかりやってもらいたいというふうに思います。

次に、ちょっと農業振興について、時間もあんまりなくなっているようですので、単刀直入にお尋ねをしますが、今、佐川町では高齢化が進んでおりまして、町内の農家にお金を取らす、この政策が1番大事じゃないかというふうに思いますが、金を取らす政策、今何をしているのか、これからどうしようとしているのかお尋ねをします。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。佐川町のほうではイチゴやニラ、トマト、ショウガなど栽培後の集出荷の体制が整っている作物、高収益となる作物についてを推進しております。これらの作物については町内で十分な実績がありまして、農業の経営計画が立てやすく、新規農業支援や経営規模拡大などの園芸用ハウス整備事業など支援策を活用されております。

また、農業の所得向上に資するものとしたしましては、令和5年春の開業を予定として準備を進めております道の駅においては地場産品を販売するスペースなどを設ける予定でございますので、販路拡大などそういったことに大きく寄与するものと考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、さらりと農産物の出口戦略について聞いたような気もしますが、けれども、そういうことじゃなくって、もう少しお金を取らすことは何ができるのかとか聞きたいわけではありますが、昨年の12月議会でも永田議員さんがハイブリッド米を提案をしておりました。このハイブリッド米というのは収量も1.5倍ほど多く、味も遜色がないので、農家に少しでも多くのお金を取らすためには高い種子代を補助できないかと、こういったことを問うていたと思います。町長初め執行部の答弁は議事録を見ますと、ちょっと難しい問題とかなんとかいうようなことであんまり乗り気のあるような答弁ではなかったように思いますが、その後、このような種子の購入費とか特別な補助金とかいったものはどうなっているのか。ちょっと一昔、私の担当していたころには新作物導入事業として1品目100万円、こういったものを予算化しておりましたし、また、畜産農家と耕種農家の連携を図るためには軽四ダンプの購入、この3分の2の補助金を用意して積極的に応援をしてきたわけではありますが、こういったところはどんなふうになっているのかお尋ねをします。

なければないで結構です。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。西森議員のおっしゃってました新作物導入事業、以前佐川町のほうで実施をしていた事業でございますけれど、この事業につきましては30年ほど前に旧の佐川町農協、旧の斗賀野農協と町の出資により、農業振興基金を設立し、その利息を活用して実施していた事業でございまして、農協が町内で導入を

検討する新作物、新品種、新たな栽培技術などの調査や栽培実験などの費用に対して 100 万円を上限に補助しておりました。

実績としましては、新作物としてニラの産地化でありましたり、当時のイチゴの新品種でありますニューベリーやとよのかななどの導入、米の栽培技術として永田農法や直播き栽培の実証実験などを行っております。

この事業につきましては、農協が旧コスモス農協に合併する、このときに基金の出資金をお返しをしたため、利息分での事業継続は困難となっており、事業を中止しております。

佐川町におきまして今現在、新作物の導入につきましては特段の取り組みはしておりません。これは新作物につきましては場合によりましては 1 次加工が必要になる場合もありまして、出荷体制でありますとか、販路の確保など環境整備が大きな課題となってきます。意欲のある農業者や地域から新作物導入について具体的な要望があった場合には行政としてどのような支援ができるのか実行可能な方法について関係機関と連携しながら考えていきたいと思っております。

また、農業機械の購入補助につきましては本年度は集落営農支援事業費補助金としまして、2 件実施しております。来年度につきましては要望がないために現在のところは予算化はしておりません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

昔は実施してきた直播き栽培とかいろんな報告も聞きましたけれども、販路拡大が大きな問題ともなってくるということで、そろそろのとおりであります。しかし、農家を元気にするためにはですね、まず、作物、有利な換金できる作物をつくりまして、農家に現金を取らすことが 1 番大事だと思います。農家が元気になるとですね、後継者も出てくるでしょうし、購買力も上がる。そして、佐川町全体が活性化してくると思いますので、ぜひとも積極的な政策を打ってほしいと思います。

今、レンタルハウスが大分普及していますが、あれも平成 9 年に私が担当課長のときに議会で突然提案がありまして、やるかやらないかというようなことやったですけども、まあ、じゃあすぐやりますと言うて実際実務をしていただいたのはここにおる下川議員が担当のときに全部やってくれましたけれども、積極的に取り組んでほしいということですので、よろしく願いをしておきます。

公平さんが手を挙げてくれましたけど、公平さんの下に下川君が
あって、実際に予算の配分とかやってくれたと私は思っています。ほ
んでまあまあ、そういったことを積極的にやってもらうようお願い
をしちよきます。

次にですね、時間もほとんどありませんので、次に通告してあり
ます、高北病院の給食の外部委託に関する件であります、これは
地元の納入業者の方から私が相談を受けまして、地場産の農産物の
納入とそして、地産地消についてお尋ねをする予定でおりましたと
ころ、昨日、その納入業者の方からお話がありまして、「西森さんよ、
私はこの件について納得しているわけじゃないけど、僕も歳も歳
やし、もうこの件にはえいけ、あんまり嫌われるようなことは言わ
んときやと」こう言って気遣ってくれました。私も公平さんのやめ
際にこれはいささか気の重い質問になるよと、こういうふうに通
っていた矢先のことではありました。私は渡辺公平さんとは本当に長
い付き合いでありまして、思い出も山ほどあります。農水省時代の
公平さんのころから稲毛海岸のあのころの思い出も随分あって、非
常に懐かしく思います。公平さんは現在でも皆さん御承知のとおり、
名物課長としてならしまして、この3月末で退職されるとのこと
であります、公平さんはお見かけのとおり、まだまだお若いのであ
りますし、その能力からして引く手あまただと思います。これから
も体に十分留意され、次のステージでのさらなるご活躍を御祈念い
たします。

今回は特に答弁はないかと思いますが、何か一言あればお話を
いただきまして、今定例会での私の一般質問を終わります。公平さん、
長い間ご苦労様でした。どうも、ありがとうございました。これで
終わります。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

渡辺公平です。えらいお褒めの言葉をいただいたようで、どうし
ても手を挙げて御挨拶をさせていただきたく出てまいりました。

私は一度、役場を定年退職しておりますので、それから5年間の
任期ということで佐川町病院事業の副管理者兼事務局長の任を拝命し
たところであります。この3月末をもちまして5年の任期がまっ
とうするわけでして、その間、皆様方には大変、御指導・御鞭撻いた
だき、いろいろなこともありましたけど、難なく任期はまっとうでき
ると思います。

ただ、いかんせん一般質問でも随分今日も出ておりますように、新型コロナウイルスはまだまだ収束しておらず、今からコロナワクチン接種が始まる段階でもあります。また、病院におきましては先の議会で橋元議員からも一般質問をいただきましたように、公立病院、公的病院の再編統合とかいうような議論もまだ控えております。こういった中ではございますが、私の後任のほう、事務局のほうには優秀な者がたくさんおりまして、きっと皆様方の御指導・御鞭撻を賜りながら、見事、達成・実現ができるものと私は確信しております。

まだまだしゃべりたい気持ちはいっぱいですが、突然でございまずので、このあたりで感謝と将来の高北病院の発展を願い私の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。議長のお許しをいただきましたので、通告にそって質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

一番最初にコロナと高北病院についてお伺いしますが、コロナに関しましては町長の行政報告及び午前中の松浦議員がすばらしい質問をしまして、私の聞くところがなくなったと思っておりますけれども、そういうことで重複するところもあると思いますが、簡潔に答えをいただきたいと思います。

高知県下では、コロナ感染者は少し落ち着いているようにも感じますが、まだまだ予断は許さない状況が続いています。そんな中、子供の自殺者数が1980年の調査開始以来、最多の479人との報道がありました。また、経済的理由で大学をやめた人も多いと聞きます。子供たちを含め、みんなの体や心に大きな影響を与えているコロナ。早く収束し、平常の生活が戻ってくるように願うばかりです。

コロナ禍での町民への影響についてお伺いします。ひとり親家庭で非正規雇用だと、雇い止めなど生活に直結する問題が発生します。この1年で生活保護世帯はどれぐらい増加しているのか、また緊急小口資金や総合支援資金等の借り入れの件数、実人数はどれぐらいいるのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。このコロナの影響によりまして、まず生活保護世帯、受給世帯の推移ですけれども、コロナ前の、去年のこれは3月末時点ということで申し上げますけれども、3月末時点で町内での受給世帯は169世帯になります。対しまして直近の今年の2月末時点では167世帯という形で、この生活保護受給世帯としては特段の影響、数字的な影響はないのかなというふうに考えております。

一方で、緊急小口貸付金、これは社会福祉協議会が窓口になりますけれども、これのコロナの影響によって貸付をした世帯としては67世帯。ちょっと世帯数でしか押さえておりませんけれども、67世帯ということでございます。以上です。

5番（坂本玲子君）

生活保護世帯については増加があまりないということでしたが、緊急小口資金や総合支援資金等の利用者、利用世帯が67世帯ということですが、その利用者の中でひとり親家庭の数及び20代から50代の方の世帯はどのようなになっているのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。ひとり親家庭の世帯の内数というものが、私の手元に正確な数字がもっておりません。年齢についてもちょっと資料がございませんので、またお調べをしてお知らせをしたいというふうに考えております。ただ、社会福祉協議会から話があっておるのはそんなにひとり親世帯が多いということはないというふうには聞いております。以上です。

5番（坂本玲子君）

では私が調べたほうを言います。ひとり親世帯が約6世帯、20代ないし50代の世帯が51世帯で、全体の76.1%ということでした。これは通告をしてありましたので、ぜひ調べておいていただきたかった数字ですが、そういうその20代から50代の働き盛りの方ということで、コロナの影響で経済的に苦しい方々に町として何ができるか、一人一人に寄り添った施策を展開していただきたいと思っています。それに対して佐川町は今、どんな施策をとっているのかお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このコロナの影響によります個人、世帯への

支援といたしましては、今年度に入りまして臨時給付金、それから新生児の給付金、あとひとり親世帯については5万円プラス。あと、年末、昨年末にも追加給付があったということでございます。

それから、佐川町独自の取り組みとしてチーム佐川支え合い基金の中で、減収世帯に対しての緊急小口資金の対象者に対して3万円支給をするというそういった施策を展開しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私が聞きましたところ、その総合支援資金、最初受け取った方が、大変な状況がずっと続くということで、再度の申請をしている方などもいると聞きましたので、ぜひ町民の方のそういういろんな状況を確認した上で必要な施策を打っていただきたいと思います。

コロナのほうで感染を防ぐためにはコロナワクチンの接種が急がれるところですが、コロナを打つのが怖いという方が周りにたくさんいます。まずは、ワクチンの効果、副反応、後遺症はどうなっているのか、その辺について伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。このコロナワクチンにつきましては、新しく開発されたワクチンということで、国民と言いますか、町民の方、副反応等の御心配があるというふうに考えております。で、この副反応の問題に関しましては国、それから今承認されているのはファイザー社というところになります。そちらのほうから正確な情報、こういったケースで副反応があるのかといったことの情報が逐一されることになっています。

で、今、日本国内では医療従事者の先行接種ということで、最近になって激しい副反応の事例ということで、ニュースになっているということになりますが、佐川町が市町村の立場としてはそういった副反応に関するファイザー社あるいは国からの情報を正確にお伝えをします。で、今現時点ではそういった副反応に関する資料というものが今国のほうからはでてきておりません。で、町民の方々に対しましては今ひとつ考えているのはこれから接種券を送付するときに、こういった副反応がありますと、国からの示される資料がありますので、そういったものをきちっと配布をするということとあわせて、いろんなところで情報提供をしていくと。これについては町が独自の判断でこういう副反応がありますということは言えないものですので、そういった慎重な対応を図りながら、ワクチンの性

格をお伝えをして、ひとつはですね、これはワクチンは打つ打たないというのはご本人の同意によるものになります。そういったこともあわせて周知をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

コロナにかかりにくくなったり重症化率を減らすためにはコロナワクチンが有効だと聞いています。そのためには住民が安心してワクチンを打てる環境が必要です。ワクチンを打つか打たないかはもちろん町民一人一人が判断をしなければなりません、そのへんを接種券と一緒に詳しくお知らせいただくということでしたが、それだけでいいのかなと。で、今朝ほど松浦議員がおっしゃっていたように、専用ダイヤルが4月から引かれるということです、実際に声を聞いて聞きたいと。文書はなかなか読めない方とか、読みづらい方もおいでますので、そういう手を尽くした対応をして、スムーズに接種ができるようにしていただきたいと思います。

今朝ほどから本当に松浦議員が全部聞いてますので、これ二重になりますけれども、ワクチン接種が高齢者向けのワクチン接種が4月中旬ごろをめどに実施をすることになっていますが、佐川町の高齢者の人数は何人か、1日の接種予定人数、接種券の発行、会場をどうするか等について、簡潔でかまいませんのでお答え願います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。佐川町内の高齢者の人口というところではいきますと、約5,200人という形になります。で、1日あたりの接種量というところではいきますと、これは個々の医療機関で受付ができる体制が違いますので、健康福祉課としては1週間単位で考えております。1週間単位で約500人の規模を個別接種でやる。で、それに足らない部分について土曜日曜で想定をして集団接種で健康福祉センターかわせみで行う予定と。集団接種の1日あたりの接種の人数、今のところ170人を計画をしているという形になります。

あとは接種券の発送でしたですかね。接種券につきましては今は想定になりますが、4月26日の週から本格的に高齢者向けの接種が始まるとするならば、それ以前の4月上旬から中旬にかけて高齢者向けの接種券を発送するというふうな今のところ計画です。ただ、これがずれていきますと少しスケジュールもずれる可能性はありま

す。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今朝ほどの松浦議員の質問で接種は個別接種を主体としてやるというふうな方向性でしたので、かかりつけ医ならばその個人個人の状況がよくわかっているので、接種を受ける方も安心して受けられるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろありますけれども、本当にわからないことがたくさんあって大変だと思いますが、佐川町でもこれだけとかっていう形ではなくて、よりいい形がとれる柔軟な体制づくりをしていただきたいと思っています。

その次に、コロナの影響で受診控えが起こっています。現に国保での医療給付費は3月補正で約8千万円の減額補正を出しています。全体の額からしたら約5%くらいですが、しかし、実感はもっと多いような感じがしています。高知県では医療機関の約8割が民間となっています。佐川町でも民間の医療機関が非常に多いと。普通の内科だけではなくて、歯科とかも入れるとかなりの数があると思います。ワクチン接種でも民間の手を借りることによって接種がスムーズに進みますが、その病院を守ることが大切だと思いますが、公立の病院を守ると共にそういう民間病院のサポートもする必要があると思いますが、その点についてはどのようにお考えか伺います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。コロナの感染の影響によりまして、受診控えというものには、町内の民間の病院においても経営の影響があるものというふうには考えております。

で、民間病院への経済的な支援に関しましては、国、それから都道府県において新型コロナの緊急包括交付金、これを活用した感染防止対策の支援策が現在あります。で、各医療機関、町内の医療機関においても活用していただいているというふうには思います。

現在のところ町として独自の支援策は考えておりませんが、今後の感染状況、それから国・県の議論を注視しながら必要に応じて対応していきたいというふうには考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、いろんな病院も守って私たちも本当にかかりつけ医がいることで安心して生活できますので、本当にお忙しいこととは

と思いますが、目をかけて、手を足らしていただきたいなと思っています。

コロナが流行したときに、高北病院はいち早く検査態勢をとっていただきました。さすが公立病院だ。頼りになるなあと考えたことでした。4月からは、佐川町でも高齢者から順次コロナワクチンの接種が始まります。高北病院は公立病院としてどのような役割を担っていくのか。コロナの接種においてどのような役割を担っていくのかお伺いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。新型コロナウイルスワクチン高齢者向け優先接種におきまして、高北病院は基幹型接種施設としての役割を担うことになっております。今朝の松浦議員の御質問に対して岡崎課長が答弁された内容と重複するようになると思いますが、具体的な役割の内容は高北病院にディープフリーザー、超低温冷凍庫を設置し、高北病院で接種予定者に接種をするとともに、町内ではほかの5つの医療機関が行いますサテライト型接種施設や集団接種会場へ接種に必要なワクチン数を供給することが役割になってございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

基幹型接種施設としての役割を果たされるということで、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

もう1点お伺いします。一般論としてお聞きしますが、進行性の難病で重度の障害のある人が病気が進行し、生命保持のため市内の病院で人工呼吸器装着の手術を受けました。術後、後方の医療機関等への転院を勧められました。このような患者さんの紹介が高北病院にあった場合、高北病院はどのような対応ができるのかお伺いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。まず、理由を述べさせていただきますが、高北病院には難病とか呼吸器疾患の急変、悪化に対応できる専門医はいません。また、こういった方を仮に受け入れるとすれば、可能性のある病床は看護配置10対1体制の急性期病床が考えられますが、ここは在院数が21日以内で、お世話ができる介護職員の配置は必要ないことになっております。

このため、市内の専門病院から転出された場合、在宅ケア障害者

支援施設への転出を目的に高北病院で2ないし3週間、病状の安定状況を観察するための入院観察療養こういったことでは行えるのではないかと考えます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

後方支援病院としての役割を担っていただけるということで安心しました。そういう目的で、例えば高北病院に入ってきた場合、もしその御家庭の方が高齢とかの事情で在宅復帰が困難になった場合ですが、障害者支援施設への入所ができるように病院・病院の地域連携室・健康福祉課で連携して最大限の努力をしていただけるということでしょうか。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

御質問のとおりでございます。在宅復帰等ができん場合、まああの高北病院へ転院されて、入院観察療養というのは病状が安定しておるかどうか、在宅への復帰ができるか、また、介護施設への転出ができるかどうかを2、3週間かけて見極めていくものでございます。

そして、在宅には在宅の条件がありますので、できない場合には介護者支援施設への転出ということになります。この施設は障害者総合支援法に基づく施設のことで、佐川町の近くでは土佐市とか高知市にございます。

市内の医療機関で手術されて、後方支援病院の高北病院に患者の紹介があった際、その時点で高北病院で2、3週間観察療養をしたあとどうしますかということが当然その市内の専門病院の医師と連携室の者とのやり取りがなされてきます。その際に既に次には在宅復帰ができないのであれば、介護施設への転出こういったことを視野に入れた行動を高北病院だけでなく、高北病院にはこの役割を担っていくところが退院調整地域連携医療福祉相談室というのがありますが、ここを中心に市内の専門病院、それと患者さんご家族、それと町健康福祉課、それと障害者支援施設と、ここの連携を密接にしてそれぞれやり取りをして、そちらの介護施設へ転出できるように、最大限の努力をしていくものであるというふうに認識しております。そのように考えてございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に高北病院も後方の支援病院としていろんなことでこういうことになると、経営的にも大変なことにな

ることあるかと思いますが、医療の本質を考えたときに、患者にとって何がベストか考えるのが医療の原点だと思います。

例えば、人工呼吸器を装着している患者さんの場合は、本当に県内でそういう総合支援できる施設が1カ所だそうです。いろんなところがあればいいのですが、なかなかそういう本当に大変なことをかかえる方もおいでますので、ぜひ公立病院、本当に医療の面でも住民が住み続けることができる、高北病院があつてよかったと思える病院にしていってほしいと願っています。

この件についてはまた今後をお願いをしていきながら、障害児者が本当に地域で住み続けられる町になっていくようなことをともに考えていきたいと思っています。

2問目、ちょっと順番が変わりますが、図書館建設に関して伺います。

町長は行政報告で図書館建設の場所を現図書館のある富士見町に決めたと発表されました。その決意に至った理由は何かお伺いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

なかなか難しい決断ではありましたが、一番、今回決定をする上でですね、私の中で大切にしたのは議員の皆さんとこれまで時間をかけて協議をさせていただいて、焼酎蔵のよさについても私たちもお伝えさせていただきましたし、現在の図書館のある場所についてのよさも御意見もいただきました。

どちらもなかなか100点満点というわけにはいきませんが、それぞれの場所においてよさがあります。その中でやはり時間をかけて議員の皆さんとは協議をしていろいろな御意見もいただいて、御提言もいただいて、2月に議案の説明会の折にですね、14人の議員の皆さんお一人お一人からお考えをいただきました。その議員の皆さんのお考えをお聞きした上で、私自身もやはりしっかりと皆さんの声に耳を傾けなければいけないなという思いの中で、教育委員会、教育長と協議をした上で、今回、行政報告でも話をしましたが、建物に対する駐車場の近接性ということ、利便性、このことをやはり第一に考えたというところであります。

この議員の皆様との長年に渡っての協議だけではありませんで、

1,951 通の署名もいただきました。この署名につきましては色々な人の思いがあって、署名を集められた人の思いもあるし、署名のお願いに来たけども、署名をしなかった住民の皆さんの思いもありますし、なかなか短時間でどちらがいいのかって言うその場所の問題をしっかりと検討して、署名をするというのはなかなか重たい署名だったんではないかなというふうには思いますが、実際、その要望書を私のところにお持ちいただきましたので、その住民の皆さんの思いも受けて、今回、このような決断にいたしました。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

教育長にお伺いします。この事業は教育委員会の事業だと思いますが、図書館の場所について教育委員の会で話し合われたことが今までありますか。

教育長（濱田陽治君）

はい。御質問にお答えいたします。この図書館の整備につきましては、ずっと懸案のこととございまして、また、町を挙げての取り組みになりますので、教育委員会だけで全てお答えを出すということではできませんのです。その都度この議会で御説明したこととか、焼酎蔵の前に候補地になっていた場所などもあわせて、ずっと御報告をしながら御意見をいただきながら、ここまでの経緯となっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私はなんかちょっと「ん。おかしいな。」と思うところがあってお聞きするんですが、そもそも教育委員の役割は何だとお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

教育委員につきましては、教育行政の執行機関の一員として、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任を担っております。また、それぞれの立場や視点から地域の課題を捉えまして、住民の皆さんの思いや御意見を行政に反映するように努めるという役割ももっていると考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私もいろいろ調べてみました。教育委員、5 人の会ですが、その 5 人の会っていうのを狭義の意味での教育委員会は全ての教育に関する仕事を検討・実施することになっています。いわゆる事務局は

教育委員の方は常勤ではありませんので、事務局はその仕事を委託されているような関係で、最近、よく教育委員会っていうと事務局が主な教育委員会を認識する方が多いかと思いますが、狭義の教育委員会は5人の会となっています。これらの重要事項の意思決定っていうことを先ほど教育長はおっしゃいましたが、その前に場所を決めるのに話し合いをしたかと聞いた時に、報告はしたというふうな、御報告をして意見を聞いたと、で、結局意見は聞いて、結局、重要事項の意思決定が本当になされるべきは教育委員会、狭義の教育委員会、5人の会ではないかと思うんですが、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。教育、ですから報告をして協議をしておりました。で、先ほども申し上げましたように、これは町を挙げてのものになりますので、教育委員会単独の意思決定で済むものという認識はもっておりませんでした。

また、最初の請願が確か町長さんと議会になったものでもあったとも聞いておりますので、私はそのように認識をしておりました。間違いであったらこの場でお詫びをいたしますけれども。

ほかの案件につきましては、事細かく御説明をしておりますし、毎月定例でもっておりまして、御説明をしております。または、御意見をいただきながら必要な場合には意思決定をする場面もございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今回ですね、この署名を取るにあたって、教育長以外の教育委員4名の方一人一人に御意見をお伺いしました。この4名の方は署名の趣旨に賛成ということでした。そして、図書館の場所について正式な会議をしたのかお伺いしましたら、していないという返事でした。これはね、やっぱり認識が違うのかも、町全体のことであろうとも少なくとも意思決定は教育委員会ですべきじゃないかと。で、なんかその事務局と教育長が教育委員会を全部代表はしちゅうかもしれんけど、決定まで全部やるというふうな感じなのかな、なんかおかしいなと。まあ、今回は複合施設にするか別につくるかという判断が必要でした。けれども、町長は今回の決定に関して行政報告で「教育長初め教育委員会事務局と協議し、結論を出した」と言われました。あれ、教育委員の意見は聞かなかったのかなとそのとき

思ったんです。

法で教育長にいろんな事務を委託するんですけども、委託できない事務として教育機関の設置及び廃止、あるいは予算などを提出する議案の作成に先立つ意見の申し出なんかは、やっぱり教育委員会で本来話し合うべきではないかなというふうに思います。ということはやっぱり、最終判断は町長に委ねるとしても、委員会として図書館にふさわしい場所かどうかとかを検討して意見を述べるというのは当然の行為だと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。まず、場所、用地の選定につきましては昨年ですか、基本構想の策定委員会でまずは融合という形で整備をするという構想になりました。で、中で、当初予定しておりました土地が、用地交渉が不調に終わりましたので、方針として、構想上は青山文庫として一体的に融合、新文化拠点として整備するという構想の内容でしたので、新しい用地の候補、物理的にですね、新文化拠点として3つの施設が入る場所がせんだってまでの司牡丹の焼酎蔵のところしか物理的にないというような形です。で、教育委員さん、教育委員会のほうには基本構想の中にで、こういう形になりましたとかですね、最終的に用地が当初の予定からこちらに変更しましたというような御説明のほうはさせていただ記憶があります。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私が言いゆうのはですね、そういう図書館の策定委員会で決まったと、ていうふうなことの話ではなくて、最終的に決めるのは狭義の教育委員会じゃないですかというふうなことを言っていることで、教育に求められる要件ていうのがありまして、1、政治的中立性の確保、2、継続性・安定性の確保、3、地域住民の意向の反映、この3つが基本であります。だから、教育委員会は町行政から一定独立し、一定の距離をおくようになっていますし、教育への政治不干涉ということになっています。で、この3つの原則の中でね、策定委員会を開いたから住民の意向は十分聞いちゅうよっていうんではなくて、やっぱりせっかく教育委員さんもおいでるし、住民の意向をどう反映するかっていうときにそういう意見を聞くべきじゃないかと。ところが、その策定委員会にしてもその委員会の委員の方が不

満をもっておいでまして、委員を受けるときに私はよくわからないからと辞退をしたら、「いや、夢を語ってくれたらいいんです」と言われたと。「何なんだ」と思ったと。で、結局会議をしてもワークショップをしても、その方向を決めるのは委託業者あるいは委員会の事務局とか、その筋書きのアリバイづくりに利用されてるだけではないかと感じたそうです。

図書館の場所について事前に教育委員や住民の意向を聞いていれば、今回、署名活動ということの必要はなかったと思うんです。今後は事務局が主導し、全てを決め、教育委員はそれを追認するというやり方ではなくて、教育委員の中でしっかり討議をする。住民の意向をしっかり聞くという事をやっていただきたいと思います、その点についてはいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい、すいません。どうも委員会の中での運営の仕方、御意見の集約の仕方を間違っていたのかもしれませんが、先ほど次長が申し上げておりましたように、委員会のたびに詳細を御説明をし、それぞれのお顔を見ながら御意見を聞いておりました。中には若干異なる御意見をつぶやかれる方もおいでしましたけれども、全体として何が何でもけしからん、これ、というふうにはっきり御意見を述べられていた方はおいでませんでしたので、この方向でよろしいんでしょうかね、というふうにして集約をしていっております。

そういうことで、さらにもう一度申し上げますけど、町挙げてのもので、教育委員さんたちの御意見もお聞きしながら町長とも相談しながら、議会とも相談しながらという複雑な経緯を経ていったものと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

わかったようなわからんようなお返事をありがとうございます。もう、どこまでいっても同じような返事だと思いますので、実は署名に至った経緯をお話します。

町民は図書館の早期建設を望んでいます。しかし、町民の中には上町への建設に疑問の声が多いことから今回の署名になりました。今回の署名は町内の女性たちが集まって、佐川町立図書館の早期実現を求める会が結成され、誰もが利用しやすい現在の場所での新図書館の早期建設を求め、町長宛ての要望の署名を始めました。署名をしていて感じたことは多くの町民が上町はふさわしくないと考え

ていたことでした。自主的に署名を集めて下さる方もたくさんおいでまして、約2週間で1,951筆の署名が集まり、2月8日に町長に提出をしました。

上町が歴史を感じられる素晴らしい場所であることはわかっています。あそこに建てると話題性はあると思いますし、どこにもない図書館になるでしょう。観光的にはとてもいい場所と言えます。けれども、観光客のための図書館ならピカイチの場所ですが、日常使いをしたい私たちにとって最悪の場所と言えます。「図書館は明るく広い場所がいい」「小さな子供も連れて行くとき、駐車場が広く直付けできるところがいい」「子供が1人で行っても安全な場所がいい」「障害者にとっても駐車場が遠いのは利用するなということと同じだ」などの声が聞こえました。

この時期に署名を集めた理由は、町長が3月には方針を決めると言明されたからです。町長が方針を出す前に町民の多くは上町以外の場所を望んでいます、ということをお知らせし、決定する前にもう一度考えていただきたかったからです。また、町民は決して町長の実行してきたさまざまな施策を否定しているわけではありません。町長自身を否定しているわけでもないのです。むしろ、町長を支持している方がたくさんいます。町長を支持しつづけたい、だからこそその署名だと思います。町民の声を聞いて決定をしてほしいと願っているのです。

教育委員会は上町の焼酎蔵か、それがだめなら現図書館の場所に建てるという方針を出しました。私は桜座付近がいいと思っています。署名に回っても「桜座付近がいい」「いろんな施設が分散しているよりは固まっているほうがいい」「文化・教育ゾーンとして桜座付近にしたほうがいい」という声もありました。でも、いたずらに選択肢を増やすとまた混乱を引き起こす可能性があると思いましたので、今回の署名は現図書館の場所ということで皆で考えたところです。

焼酎蔵は上町の景観を守るためにも、歴史を伝えるためにも残すべきだと思います。焼酎蔵はもっと違った利用がいいと思っています。観光客が利用できる、町民が経済的に潤うマルシェのようなものはどうでしょう。お店をつくったり、イベントができる場にしたり、さまざまな使い方があると思います。

これが一連の署名に至った経過ですが、かなりショックを受けて

おられたということですが、これについて町長、どんなにお考えでしょう。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。署名をお持ちいただいたときは坂本議員もいらっしゃいましたから、私がどのような様子で受け取ったかということは十分御承知だとは思いますが、何か決定をするときにですね、やっぱり一つの、一面だけで物事をなかなか決められないという部分があります。まちづくり全体のことを考えると、やっぱり全体を見ながら、100点満点でないにしてもどういう決定をすることが町全体としてですね、町全体の最適になるのかという視点もとても大切だというふうに思っております。

今回の決断はなかなか難しいものだなというふうに思いました。町長に就任したばかりのときに、図書館の建設を求める請願の話が榎並谷町長のときに出てまして、その話を受けて当初私は、正直言って複合ではないほう、図書館単独で建設してもいいのではないかなというふうに思っていました。

そのときはまだ私自身、青山文庫の位置づけ、意味合いが町としてどういうふうに決めて進めていったらいいのかなっていうのが腑に落ちてない部分もありました。ただ、やはり佐川町の長い長い歴史、文教のまち佐川としてのこの今の立ち位置を考えるとやはり子供たちに佐川のことを、地元のことに誇りをもっていて、佐川町を大切に思ってもらえるということ、さかわ未来学を進めていくうえでは、やはり佐川の歴史が息づく上町という場所にもできるだけ多くの子供たちに来ていただきたい。そうすると、江戸時代からの歴史を感じながら青山文庫でいろいろな学びをする中で、未来に向けてですね、令和の時代の文教のまち佐川の盛り上がりができるんじゃないか。

なおかつ、焼酎蔵のあの建物は早く手を入れて保存・修復をはかっていかないと朽ち果てていく可能性もありますので、できるだけ早い決断をして、手を入れていくという意味においては議会からも図書館と青山文庫の合築を考えなさいということで答申もいただきましたので、100点満点ではないですけども、隣接地、駐車場も車椅子を使われる方の駐車場はすぐ隣に2台ほどは恐らく取れるだろうと。少し20メートル先、坂道を上ってとめにくい駐車場ではありますが、その駐車場に15台分はすぐ近くに取りれます。長い目で見ると

と駐車場の問題も少しずつ解決するだろうという想定の中、100点満点ではないけども、焼酎蔵の場所でもいいんじゃないかなという思いがあってですね、これまで進めてきました。

ただ、早く図書館を作っていただきたいという住民の皆さんの声もありますし、やっぱりすぐに車とめて図書館に入れるほうがいいよねという声もよくよくわかります。そういう声もお聞かせいただいた上ですね、最終的に私は教育長、教育委員会、事務局と話をし、教育長からは教育委員にも報告をしてますという説明を受けてましたし、図書館の基本構想の策定委員会の委員長・副委員長は2人とも教育委員でしたので、教育委員の皆さんも十分わかっていただろうという思いで、最終的に私は教育長、教育委員会、事務局と話をし決定をしたといういきさつになります。

今回、なかなか難しい決断ではありましたが、今の場所に建設をするという方針を決めましたので、議員の皆様にも今後また御意見・御提言をいただきながら、すばらしい図書館をつくっていきたいとそうように考えておりますので、また引き続き御提言いただければと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に、決まったのですから、今後の日程についてお伺いします。

今回、方針が出されました。それを受けて、実施設計などに移ると思いますが、現実的にどういう手順で何年には開館できるという辺の日程をお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。行政報告の中でも少し触れさせていただきましたが、令和3年度になったらすぐに基本計画の策定に入りたいと考えております。今回は青山文庫との融合ということではありませんので、ただ、基本構想をつくったときとは場所が違いますので、それを踏まえながら基本計画の策定をできるだけ急いで、半年以内のうちには基本計画を策定をしてできれば基本設計まで令和3年度中に終わらせることができればいいなというふうに思っております。

令和4年度は建物の実施設計をして、予算をまとめて、令和5年度の当初予算で建設費用を上げさせていただいて、令和5年度に建設をして、建設工事期間としては8カ月ほどあればできるんじゃないかなというふうに思いますので、できれば令和5年度末には完成

をさせて、令和6年度から新しい図書館で開館というスケジュールでいけばいいなというふうに思っておりますが、まだ現時点ではあくまでも想定でございますので、今後、詳細なスケジュールについてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございました。令和5年度に建設をして、令和6年度には開館ができるという見通しであるということでした。

本当に待ち望んだ図書館が、きれいな図書館ができるというのはワクワクする気持ちですが、先日、町長とお話をしたときに平屋にした場合は場所が狭くて、駐車場のことを考えたら遊び場などに十分なスペースがとれない可能性があるというふうに聞いたような気がします。

私は平屋にとらわれることなく、そこにあるべき機能を備えるということが最優先で、必要なら2階建てにすればいいと思っています。町民の方々からも佐川地区のほうに遊べる公園が少ないと。せっかく図書館を建てるなら、子供の遊び場も併設してほしいというふうな声もあります。図書館に学べる環境だけでなく遊べる環境をつくってほしいとの願いについてどのようにお考えかお伺いします。

教育次長（吉野広昭君）

はい。その件につきましては、今後、基本計画を策定する上でちょっと検討させていただきたいと思います。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、それをつくる際にも住民の声をしっかり聞いて、受け止めて作っていただきたいと思います。

何はともあれ方針が決まり、あとは粛々と事業を進めていくだけです。教育委員会も教育委員や住民の声をしっかり聞くと。町長の方針がもし教育委員たちの意見と違っていれば、きちんと意見を言う。そういう姿勢を貫いて教育を守っていただきたいと思います。また、教育委員の方も自分の職責を理解し、佐川の教育をリードできるように研さんを積んでいただきたいと思います。

佐川にふさわしい素敵な図書館が早く出来ることを願ってこの質問を終わります。

続きまして、男女共同参画についてお伺いします。今回は男女共同参画の取り組みについてお伺いします。

東京オリンピックの組織委員会の森会長が女性の方は話が長いと言って世間から大きな批判がありました。結局、会長交代ということは皆さん御存じだと思います。あたかもそんたくをしてものを言わないのが一番だと言っているように聞こえました。女性であれ、男性であれ、話の長い人はいます。長いからだめだというのはなく、真剣な討議ができているか、相手を批判するためだけの議論ではなく前向きな提案があるかということが大切ではないでしょうか。

さまざまな審議会や協議会などがあり、私も出席するのですが、その会で意見を言う人が少ないのに逆に驚いています。せっかく資料を先に送ってきているのに、会に来て初めて見ているのではないかというふうに思う方がいます。審議会が機能しているのか疑問が湧いてきます。佐川のさまざまな施策はいろんな方が意見を言うことで、よりよい施策になっていきます。十分検討することが大切で、黙っていることがいいことではありません。佐川町では活発で前向きの建設的な意見を言うことで、よりよい施策をつくっていく方向でやっていただきたいと思います。審議会のあり方についてどのように考えているのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。町の審議会等に幅広く住民の方に参画いただきまして、その意見を反映した施策をつくっていくためには、やはり参加する分野と参加する方をさらに広げ、新たな視点や発想を取り入れていく必要があるというふうに考えております。そのためには男性と女性の比率だけを整えるということだけではなく、男性も女性もともに考え、意見を出し合い、互いの意見を尊重し、その意見が反映できる環境をつくることが重要であるとも考えております。その中で意見を出し合い、十分な討議を行っていただくことが大事であるというふうに考えております。

5 番（坂本玲子君）

先日、選挙の投票率を上げるための会をするという、始めるというので、女性の比率を高めるということで、推薦をしていただきました。町執行部も女性の意見を聞くために努力をされているのを実感しました。

今、町が主催するさまざまな審議会等はどれくらいあるのか、また、その組織での女性の比率はどうなっているのかお伺いします。また、5年前と今でどれくらい変わっているのか、それもあわせて

お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。令和2年4月1日現在の地方自治法第202条の3に係る佐川町の審議会等は19となっております。女性の比率につきましては32.1%となっております。

その中で一番女性の比率が少ないのが防災会議の9.1%となっております。5年前と比較をさせていただきますと、5年前は審議会の数は22、女性の比率が34%となっております。現在のほうが数値的には下がっておりますが、平成28年当時の女性の委員につきましてはゼロの審議会もありましたので、令和2年では全ての審議会に女性の委員の方がおり、男女比もだんだん半々のほうに近づいてきておるといような状況でございます。

5番（坂本玲子君）

政府は2020年までに女性の比率、30%目標となっていました。佐川町の審議会等の人数ではこの目標は達成されていると言えます。しかしですね、その審議会、地方自治法第202条の3に関するその審議会以外にもたくさんの委員会があると思いますので、その審議会、この19の審議会だけではなくて、そっちのほうのパーセントもぜひ上げていくような努力をしていただきたいと。

そういうことで、本当に頑張っていると思うんですが、やっぱりちょっと指導的立場の人を30%とするというふうな目標は達成されてないのではないかなというふうに感じています。

審議会でも特に防災会議では女性の割合が極端に少ない現状です。東日本大震災のときに女性の視点での配慮がなされていなかったという反省があります。災害では女性や子供がより多くの影響を受けます。ぜひ、防災会議にも女性を多く登用して、女性の視点での対策ができるようにしていただきたいと思います。

また、各地域の避難所運営マニュアルが全地区ができたという報告がありましたが、そこにも女性の役員が必要だと思いますが、それについてはどんなになっているのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。さきほど女性の比率が低いと言いました佐川町防災会議、こちらのほうの構成員につきましては、国や県、町の職員に加えまして、佐川警察署、高吾北消防本部、消防団など、佐川町防災会議条例により定めております各機関の長で主に構成をさ

れております。

女性の委員につきましては尾川婦人防火クラブ及び男女共同参画計画推進委員会からの2名ということになっております。この条例では構成する機関によっては機関の長ではなく、職員から委員を指名することも可能となっておりますので、現在の2年間の任期満了時や移動による委員の方の交代時には女性委員の指名をお願いするなど積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

また、避難所運営マニュアルのほうですけれど、大規模災害時に地域の皆さんで避難所の開設や、運営を行っていただくための避難所運営マニュアル、こちらのほうは令和2年度の遊学館の策定で、拠点避難所につきましては全て作成が終わりました。こちらのほうにつきましては自主防災組織の代表を初め、自治会長や民生委員、小中学校PTA役員などに参加をいただき、避難所準備委員会としてマニュアルの策定のほうを行ってまいりました。特に小中学校のPTAの役員の方には女性委員を選出していただくなど、働きかけを行ってまいりました。町長が行政報告のほうでも申しましたが、本年度、町内の全ての拠点避難所のマニュアル策定が完了しましたので、今後におきましては各拠点避難所において訓練を行い、その都度必要に応じてマニュアルを修正させていただくということになります。

避難所での女性の視点、これにつきましては非常に重要と考えておりますので、女性を含め多くの地域の方に訓練に参加していただき、地域の皆様が使いやすいようマニュアルの修正などに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

大切なことですので、ぜひ、女性の意見が反映されるようにしていただきたいと思います。

町は目標として女性の参加をどれぐらいまで上げていきたいと、女性の比率をどれぐらいまで上げていきたいと思っていますか。

総務課長（麻田正志君）

女性の占める割合につきましては第2次佐川町男女共同参画計画、こちらのほうの目標の一つである40%まで引き上げたいと思っています。

5 番（坂本玲子君）

男女共同参画社会が大切だと言われていますが、一体それは何を

目指しているのでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。男女共同参画社会基本法、こちらのほうの第2条では男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と定義をされております。

男女共同参画社会とは男女が個人としての尊厳が重んじられ、また、お互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会でありまして、佐川町では支えあう、感謝し合う、分かち合う、みんなが生き生き暮らせるまち、これを基本理念として各施策を推進しております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ほんとうにそういうのを目指してやっていたらいいんじゃないでしょうか、なんかなかなかその難しいなと感ずることがあります。

男女共同参画社会実現のために、現時点での問題点あるいは課題は何だと捉えていますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。問題点課題についてですけれど、女性の方につきましては、妊娠、出産、育児等のライフイベントの影響、そして、非正規につきやすい就業構造、女性に対する暴力被害の影響、あるいは固定的役割分担意識等のために、生活困難に陥りやすい状況などの問題点があるというふうに考えております。

今後につきましては、固定的役割分担意識の改善やキャリア形成支援、そして生活困難問題への対応が求められていると考えております。

5 番（坂本玲子君）

本当に大きな問題がまだまだありますが、全ての問題を佐川町だけでできるとは思いませんが、佐川町の現状を考えると町として何ができると考えるところをお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。行政といたしましては、審議会等の女性委員の占める割合を、先ほども申しました目標としている40%まで引き上げることや、知識の習得や啓発を続けることにくわえまして、

男女共同参画社会を確立するために、全庁的に確実に施策を進めていくこと。また、女性団体を初め、地域の住民の皆様の活動をサポートしていくこと、現状を把握した上で、町内の女性団体をつなぐネットワークづくりを行うことなどが考えられます。

また、やはりこれまでの生活習慣等もあり、固定的役割意識を変えていくことは時間がかかるかもしれませんが、地域の方と協力しながら身近なところからできることを少しずつ実践していきたいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

私はですね、行政は本当に頑張ってくれているというふうに思っています。しかし、そういう意識を変えることってというのは非常に難しく、知識の習得とか啓発を続けること、固定的役割意識を変えていくこと、ワークバランスを変えていくことなど、なかなか佐川町がやってもすぐ変わるような問題ではないというふうに感じています。

今後は地域における課題解決をするために実践的な活動をする中で、そういう、それによって女性の活躍の場を増やし、男女共同参画社会を実現すると言った課題解決型の実践が大事なのではないかと思います。それについてはどうでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。このことにつきましてはやはり坂本議員のおっしゃるとおり、大事であると私のほうも思っております。

5 番（坂本玲子君）

佐川町には女性が主体となり活動している組織がたくさんあります。町はどれぐらい組織があるか御存じでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。まず、新日本婦人の会佐川支部、そして、佐川町母親運動連絡会、佐川び人連、とかの女子会、佐川わくわくクラブ、佐川町商工会女性部、子どもの未来を語る会、J A 女性部、J A にここに会、佐川町食生活改善推進協議会、日赤奉仕団などがあるというふうに認識しております。

5 番（坂本玲子君）

本当にたくさん団体があります。その女性たちはさまざまなすばらしい活動をしています。その方たちをつなげて意見を聞き、佐川をとともによくしていく活動ができたらどんなにいいでしょう。また、

たくさんの審議会等の委員にもなっていただけたら活発で有用な意見が出されることでしょう。どの会に行っても今の審議会と同じようなメンバーが出てきています。その会にふさわしい人をどう選ぶかは課題だと思います。

先ほど課長は女性グループをつなげていくことは男女共同参画社会推進に有効であると言われました。町は女性グループの実態を知り、つなげていく。そして町の各種委員になっていただいて、女性の声の届く町政をしていってほしいと願っています。

男女共同参画は、ただ、委員の数字が半分であるということではないと思っています。社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することを目指しています。歴史的に女性は家を守るもの、家事をし、子育てをし、夫に従うものだと思われてきました。私たちが小さいときにはその考え方が主流でした。ところが近年、少しずつその考えが変わりつつあります。まだ、数は少ないですが、女性の首長とか議員もいます。私たちの子供の世代は家事も手伝いますし、育児も手伝います。本当に手伝うという感覚で主体的ではないのがまだ問題なんです、まだまだ対等とは言えません。

男性と女性の違いはありますから、区別することは必要かもしれません。歴史は急には変えられないし、みんなの考え方もすぐには変わりません。だから、女性に活躍の場を用意する、発言の場を提供する、そんなことから少しずつ変わっていけばいいと思います。女性が参加することでもっと多様な意見が聞けます。私は女性を優遇してくださいと言っているのではありません。歴史的、文化的に平等とはいいがたい立場に置かれた女性を、同じスタートラインに立たせてください。そこを是正していってほしいと言っているのです。

ぜひですね、町政に女性の意見も反映できるようにしていただきたいと思います。また、女性が活躍できる場、先ほど言いました問題解決型の場などを用意してほしいと思いますが、その点いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。女性が主体であるさまざまな会があるのは先ほどの答弁のとおり、承知をしております。その方々をつなげていくことは佐川町にとっても大切なことであるということも認識し

ております。今後におきましても審議会等委員への女性の登用を積極的に進めながら、防災会議などにありますような、充て職委員などのこういうような見直しも図りながら、多彩な人材、団体の方などを委員に登用いたしまして、女性の委員比率 40%を目指していきたいと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

別の観点からお聞きします。人の性のあり方のことをセクシュアリティといいます。男女の 2 つにははっきりと分けられるものではなく、さまざまです。そのため、セクシュアリティは虹のグラデーションに例えられて表現されているように、多様で、人の数だけあるとも言われています。性的少数者の方々も胸を張って生きていける。それぞれの特性を生かしながらみんながともに対等に生きていける社会をつくっていかねばなりません。

行政が同性カップルの存在を正面から認めることは同性カップルが既にともに生きていることに気づくきっかけにもなります。意義はとても大きいと思います。高知市では、同性カップルらを男女の夫婦と同等の関係と認めるパートナーシップ制度を実施しています。性の多様性の尊重についてはどう考えますか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。どのような性的趣向、性自認の方であっても差別しない、されない、多様な性のあり方を尊重し、多様な性を認め合うことが大切であると考えております。

5 番（坂本玲子君）

パートナーシップ制度は L G B T など性的少数者の差別解消を図る目的で 2015 年に東京都渋谷区が導入したのを皮切りに、2 月 1 日時点で全国 76 の自治体が導入しています。パートナーシップ制度の導入も検討していただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。こちらにつきましては、今後、高知市などそのような先行事例、そちらのほうを参考にしながら考えていきたいと思っております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ある楽団でですね、面接をして隊員を採用するようにしていたそうです。楽団の方は男女差別はしていない、平等に評価していると

言っていましたが、その時合格するのは8割が男性だったそうです。しかし、つい立てを立てて面接をしたところ合格者の半数が女性になったそうです。自分は差別をしていないと思っている人でもそういう事実があるようです。

1999年、今から22年前に男女共同参画社会基本法が制定されました。少しずつ社会は変化しているように思いますが、まだまだ道半ばです。女性の活躍の場を提供することで、みんなの意識が変化し、男女共同参画社会が進んでいくと思います。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現のため、町を挙げて取り組んでいただきたい。また、多様な性、ジェンダー問題についても全ての人が安心して住み続けられる町にするため、一步を踏み出してほしいと願っています。

女性の活躍する場を広げ、男女共同参画社会を実現し、住み続けられる、住んでよかったと思えるまちづくりをしていただきたいと思います。

健康づくりに関しては、今回もう長くなって疲れましたので、次回に回したいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、55分まで休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

1番議員、橋元陽一です。発言通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、核兵器禁止条約の発効についてであります。平和首長会議に参加している首長として、この核兵器禁止条約の発効についての見解を求めてまいります。

核兵器禁止条約は今年の1月22日、国連加盟国50カ国が批准をしたことで、国際条約として発効しました。70余年もの間、被爆者の皆さんが人類を含む地球上の生物と共存できない核の廃絶を求め続けた願いが、届きました。1972年の生物兵器禁止条約、1993年の化学兵器禁止条約などに続いて、核兵器を違法とする国際条約が発効し、地球上からの核廃絶の第1歩を踏み出しました。

核を持つ国のトップを含めた世界のリーダーたちが、「地球上で人が作りだした最も非人道的な兵器である核兵器をなくしていく意思を表明し、人の力で核廃絶に向けた外交政策を実行していく」ことで、地球上から核を廃絶する道を歩み出していくことができると思っています。その道は核廃絶を目的にした核不拡散条約NPTを具体的に実行していく道につながっていくということも指摘もされているところでもあります。

「地球上から核廃絶せよ」の声は、被爆者だけでなく、国連加盟国165カ国、8,013都市の世界中の自治体の首長が参加をし、また同会議に、国内では1,734自治体の首長が参加している平和首長会議も、核兵器廃絶の声を上げ続け、今回の条約発効の一翼を担ってきてます。

しかし、日本政府は「核保有国と非保有国の橋渡しをする」として、核兵器禁止条約の署名・批准を拒否し、同条約に関する国連会議に参加することも拒否をしています。

「橋渡し」をするというのであれば、世界で唯一の戦争被爆国である日本政府として、同条約に関わる国連会議に参加をし、その「橋渡し」の責任を果たしてほしいという声が被爆者からも、世界からも上がっているところでもあります。

佐川町議会では、発効前ですが、2017年6月議会で「日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加をし、条約実現に真剣に努力することを求める意見書」を全会一致で採択をし、政府にも届けられています。

今の日本政府の姿勢に対しまして、核兵器を違法だと規定する国際条約が発効したこの事態に関わりまして、平和首長会議の一員としての町長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。それでは、橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。

この発効が契機となって全ての国が核兵器の開発・保有・使用を停止する世界になればいいというふうにそのように思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

平和首長会議総会が原則 4 年に 1 度開催されてきております。また、平行して開催されてます、平和首長会議国内加盟都市会議が 2012 年から毎年開催され、第 9 回総会が 2019 年 10 月に、東京都国立市で開催されています。昨年の総会はコロナ感染予防対策等で中止をされているところであります。

第 9 回、この総会で、「核兵器廃絶に向けた取組の推進について」の要請書が採択をされ、安倍首相宛に提出をされているところであります。この要請書については、首長会議のメンバーとして確認されてると思いますが、この要請書について町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。首長会議として、首相に宛てて、核兵器のない世界にしたいという思いのこもった要請書だというふうに認識しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その要請書の最後のほうには「日本政府には、核兵器禁止条約の署名が既に 79 カ国、批准が 33 カ国に及んでいる、今、2 年前ですので、こういう状態です。今、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請します。そのことが、核保有国と非核保有国の橋渡し役を果たすことになることは間違いありません。平均年齢が 82 歳を超えた被爆者は、すべての国による核兵器禁止条約の締結を待ち望んでいます。あわせて、唯一戦争被爆国として N P T 再検討会議の成功を含め N P T 等の体制下での核軍縮の進展にリーダーシップを発揮して、力を尽くしていただくよう要請する」ということでくられております。

今、町長も同じような見解を表明されたところであります。ぜひ、首長会議も含めて、何か町長としての意見を表明することがあれば、今の回答を発信していただきたいなというふうに思います。

この第 9 回の国内会議におきまして、参加した 83 自治体の中には四国から徳島・愛媛・香川から職員の皆さんが参加をされ、残念ながらこの会に高知県からの参加はありませんでした。この国内会議

は、当初スタート時点は市長会議として始まっておりますが、途中から首長会議となり、町村自治体の参加が広がってきてるところであります。こうした国際的な活動に職員を派遣をし、ぜひ職員の方自らが先進的な活動を学び、町民への平和に対する啓蒙活動を町政に生かしていく取り組みをぜひ進めてほしいと思っているところであります。

行政の専門家の職員の皆さんが、国際的な活動に参加もし、日常の町民生活の中に生かしていく力を育てていくことも町長の役割の一つかなと考えております。町としてこの加盟している国際的な活動につながる会議を学びの場として位置づけて、職員の方を参加させていただくことを検討していただきたいというふうに思っているんですけども、このことについて町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。会議にぜひ職員を派遣するという考えはもっておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

前回の質問したときも同じような状況であります。ぜひ、条約が発効しましたので、具体的な行動をぜひとっていただきたいなというふうにも思います。

この国内会議には、平和大使として活動する高校生からの報告もあります。また、先週3月4日の高知新聞と、翌日5日の小社会のコラムで斗賀野小学校の学びの取り組みが紹介されておりました。1954年3月からのビキニ水爆実験で延べ千隻に及ぶマグロ船が被災し、その3分の1が高知船籍の船でありました。県内の延べ270隻の3千人のもと乗組員の皆さん、遺族の方々がこの条約の発効を一日千秋の思いで待ち続けておりました。

この調査をした幡多高校生ゼミの高校生の皆さんが、第五福竜丸の久保山愛吉さんの奥さん、すずさんと出会って、愛吉さんが生存のときに育てられたバラの挿し木を持ち帰って、当時、幡多農業高校が農業科のほうを受け入れて、それを育てて、現在に至っています。そのバラの苗木を、斗賀野小学校の皆さんが引き継いだという記事でございました。

ぜひ、こういう佐川町の中の子供たちもこうした問題について、真摯に向き合ってる姿があります。核兵器のない、平和を願う取り組みとして、佐川の子供たちもこうした頑張っている取り組みは本

当に希望が見えるのではないかと思います。学校だけではなく、佐川町全体にこうした取り組みが広がるように、改めて、職員の皆さんの毎日の仕事の中に、具体的な行動として組み入れていただくことをぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、最後にもう一回、町長の見解を求めたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。佐川町役場、全ての職員、平和を願っていると思いますので、何か特段、特に日々こういうことを意識して行動してほしいということはないというふうに私は思っておりますので、御理解をいただきたいとそのように考えます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

こういう見解の相違もありますけども、ぜひ、含めてですね、それぞれ職員の皆さんが日々の仕事をとおされて、社会的な事に関わっていろいろ考えていらっしゃる、それを仕事をとおして町民の皆さんにも波及していくきっかけをぜひつくっていただきたいなということを今回も強くお願いしまして、この質問については終わりたいというふうに思います。

2 回目の質問に入ります。

桜座の設置及び管理についてであります。私は 32 年前に佐川町に転居してまいりました。夫婦が仕事を続けながら子供を保育所に通わすのに、生活の本拠地に近い保育園を選び、子供を通わせました。それは公立も民間も同じ保育料を負担をし、公立、民間区別なく子供たちが同じように保育を受ける条件が保障されていると捉えたからです。

ところが、最近、公立と私立の保育所の違いによって、本町の公用車や公的施設を使用する場合、違いがあることを知りました。桜座の使用料のことで、今年はコロナ対策で前日のリハーサルの中から全面開放して開催していくために、当日も含め、暖房をかけて実施することになり、例年になく使用料の負担が大きくなったとの声をお聞きをし、町内の 2 園の園長にお話を伺いました。

町内の子供たちが最も多く入所している 2 つの民間保育所では、年に 1 度、保育の一環として、施設が整った桜座で発表会を開催してきております。今年もコロナ感染対策で人数制限を行って 2 月にそれぞれ開催をされたところであり、今年で 28 回目になる保育

園は、当初は佐川小学校の体育館を無償でお借りをして開催したり、小学校の行事で利用できないときはJ Aのパステラルホールを有料で借用して、保育活動の大事な場として、それぞれの園児の発表会を開催してきたとのことでした。桜座が開館してからは桜座のホールを有料で使用してきてるとのことでした。

また、今年で14年目になる保育園は、最初から桜座を有料で使用してきています。それぞれ町営バスの利用などは認められておりませんので、前日のリハーサルするとき、保育園と桜座との子供の搬送に利用する半日のバス借上料金や当日の2日間の使用料を含めると、それぞれ10数万円になるということでした。多くの保護者の方からもこの使用料については園の負担の事実について知る機会もなかったのではないかなというふうに思っています。これまで、桜座を利用する際、この使用料を免除してほしいというこの声が上がらなかったことに不思議な思いもしてるところであります。

私自身も子供や孫がお世話になっているのに、この保育園の実情について、今まで気づかなかったことについて本当に情けなくも思っているところでもあります。使用料を捻出するのに、なんとか園長は保護者会とも相談しながら苦慮されてることも知りました。しかし、園長自身もですね、免除とか減額の対象になることも考えることもなかったとのことでもありました。

このように、民間保育園と公立保育園の利用について、町の対応に違いがあることがわかりました。公立の保育園あるいは小学校であれば、桜座の利用は無料になるというふうに規定もされているようであります。こういう状況なんかを知りましたので、改めて議会のほうで確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初にですが、桜座の設置及び管理に関する条例について、条例第6条で、運営の基本方針は別途に定めるとありますが、この基本方針はどのように定められているのか御説明をお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

桜座の基本方針について、回答させていただきます。基本方針が5つの柱を定めております。基本方針として5つの柱を定めております。

1つは、主役は人々という事で、桜座は脇役にすぎません。2つ目が、町のリビングルーム。人々が集まるところに仲間が、アイデアが、力が生まれます。3つ目が、コンビニエンスホール。利用者

の使い勝手に配慮し、ホールのコンビニを目指します。4つ目として、徹底的に多目的。コンサートから寄り合いまでさまざまな用途に対応しますと。5つ目が、サービス産業。株式会社桜座の精神で芸術文化を提供します。

以上5つを柱に定めております。

1 番（橋元陽一君）

5つの基本方針を紹介していただきました。しかし、このあまりにも抽象すぎて、町民の皆さんに、あるいは利用する皆さんにとってはわかりにくい方針の内容になっているのではないかなというふうにも思っています。ぜひ、この基本方針ですね、もう少しわかりやすく町のホームページの中にも記載していただいて、利用が広がるような工夫もしていただきたいなというふうに思います。

この桜座の利用許可に関する条例についてであります。第7条で「利用しようとする者は、あらかじめ申請書により、教育委員会の許可を受けなければならない」としてますので、この桜座の利用許可の管轄は、教育委員会にあるというふうに捉えていいのかどうかお答えをお願いしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

はい。教育委員会にございます。

1 番（橋元陽一君）

初歩的な質問になると思うんですけども、その条例第12条では、「町長は、公益上特に必要があると認める場合においては、使用料または入場料を減額し、または免除することができる」として、使用料又は入場料の減免について規定をしておるところであります。この「利用許可」の管轄は教育委員会と今確認をしていただきました。「使用料又は入場料の減免」の管轄は町長としてこの条例が説明してるんですけども、どうしてその、分けてるのかっていうのを説明していただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

すいません、その条例策定に至った議論まではちょっと私、申し訳ないです、承知しておりませんが、あくまで公共的な施設として利用料を徴収するのが町長というような形で、実際、その運営なり業務を行うのが教育委員会というふうに私は認識しております。

1 番（橋元陽一君）

使用の許可の管轄は教育委員会であって、もし減免を求める場合

については町長の認可、許可が必要だという解釈で、手続きが、申請の手続きがどうなっているかっていうことを確認するためにその質問をさせていただきました。

条例施行規則第7条で、条例第12条の規定により、「使用料の減免または免除を受けようとする者は、利用許可申請書とともに町長に申請しなければならない。ただし、申請の時期については、町長が特に認めるときには、この限りではない」というふうに記載もしています。

この申請時期について、町長が認めるときはこの限りではないとあるのですが、どういうことを想定してこれが規定されているのかわかっていたら説明いただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。ええとですね、そのあらかじめ桜座の使用料を想定してない場合でですね、公益上認めるというか、公共的な団体が非営利で、公共又は公益のために使用する場合は、使用許可と同時に使用料の減額、免除の申請を出していただくようなことを想定しております。

1 番（橋元陽一君）

条例や規則の解釈は私もちょっと難しく、よく理解してないところもあるんですけども、この教育委員会に提出する利用許可申請書と一緒に町長に使用料減額申請書を提出することを規則で求めているわけで、この免除申請が提出されて適応するにあたり、申請する窓口の担当課は異なっていくと思うんですけども、この免除申請の手続きを担当する課について、何か、こういう場合にはこういうふうにするよっていうふうなものが、基準が示されているのがあるのかないのか。これまでそれをどうやって認可をされて、いろんな場面で免除の対象になった団体があると思うんですけども、その団体等についてどんな手続きで確認をされて、どこで決定されて、対応されてきたのか、何か事例があれば事例を挙げて具体的に説明していただければなというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

まずは免除、あ、使用許可と同時に免除とか減額の申請を出していただくわけですけども、事務処理についてはですね、両方とも教育委員会のほうでやっておりますので、それによって窓口が変わったりはしてません。一括して桜座なり教育委員会のほうで受け付

けております。

減額になった例としましては、今年度、コロナの感染防止のこともあって、開催を見送られましたけども、佐川町文化推進協議会が主催する佐川町の文化祭が例年減額の対象となっております。

また、免除につきましては、成人式ですね、成人式とか高知大学の公開出前講座、こちらも町立学校の芸能祭、これも本年度は中止になりましたけども、町立学校の芸能祭、それから道の駅の公開プロポーザルなどですね、町とか教育委員会が主催する行事について使用料を免除しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

規則第7条の3項で今、免除する場合についてはそういうふうに記載されているところであります。町長または教育委員会が主催する行事は100分の100、町長または教育委員会が共催する行事は100分の50、そして、3番目に町長が公益上特に必要と認めた場合は、相当と認める割合として規則のほうに記載されてるところであります。

それがこれまで運用されてきたものは、今、次長のほうから説明をいただいた項目があるのかなと思います。こうした行事を行う場合には、教育委員会が窓口になって許可申請書と免除申請書を一緒に出して対応されてきたという解釈でいいのかなどうか。

教育次長（吉野広昭君）

はい。そのとおりでございます。

1 番（橋元陽一君）

今、一連のこと答弁していただいたさまざまな団体については私も耳に入るもの、入っていないものいろいろ行事も含めて知っていること知っていないこともあるんですけども、文化センターの利用規程には登録団体と非登録団体に分けて、登録団体は使用料が半額になることがわかるように記載をしてあります。

この桜座の利用について、先ほどの町長または教育委員会が主催、共催とかいう文言ではなしに、もう少し別の、この桜座の利用について、免除の決定基準、どういう場合にどれほど免除してくのかっていうのが何か基準を示したものがあるのかなのか、あればどういうふうに提示されてるかを説明いただければというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

基準につきましては、公益上特に必要である場合を除いて、減額することは桜座の場合はありませんので、広く利用者に向けて公表するようにはしておりません。

使用の申請があったときに、行事の内容を聞き取りしてその行事が公共であるとか公益のためと判断できる場合について口頭で減額あるいは免除規定について説明するようにはしております。

1 番（橋元陽一君）

今回、お2人の園長にお話をお聞きしまして、減額または免除の申請の窓口がどこか分からずに、民間保育所の管轄を行う健康福祉課のほうに相談をいたしました。行事2週間前の直前の相談でありました。本当に御負担をかけたと思います。で、課長と教育委員会のほうで協議もしていただきました。しかし、今年の行事に向けて減額または免除申請書を出す前の段階で減額または免除の対象にならないとの回答がありましたので、その旨を両園長にも伝えたところであります。そして、今年も2つの園においては、例年のように全額保育園の負担となりました。私自身納得できないために、改めて今回、こうして一般質問で取り上げたわけであります。

この公の施設を設置する法的な根拠は地方自治法244条にあります。第1項にその「普通公共団体は設置しなければならない。住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものである」と。そして、その第3項には「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」というふうに述べています。

このことをどういうふうに解釈したらいいのかなと思って、いろいろ調べてみました。

岐阜県的美濃加茂市の「公の施設の利用使用料の減免基準に関する基本的な考え方」という資料に出会いました。この資料の中には公の施設を利用するにあたって、広く住民の皆さんに公平公正に利用していくための、基準の改正を見直しをされているところがあります。その中に、免除、減額率100%とする場合、読みます。「市内の保育園（これに準ずる施設を含む）が保育目的で使用するとき又は市内の幼稚園、小中学校、中等教育学校（前期課程に限る）及び特別支援学校が教育目的のためにしようするとき、公立、私立を問わず、教育的見地から一律に行うこととします。なお、特別支援学校については、社会参加を促す観点から高等部まで含むものとしま

す。」としてですね、100 分の 100 減額率で免除をして使用できることになっております。

佐川町においてもこのようにですね、公の施設について、町内の子供たちの、子供たちが利用する場合についてはこうした趣旨、法の趣旨を生かしていくべきではないのかなというふうに思っております。町内の子供たちの保育を担っている民間保育所の皆さんが、公の施設を利用する場合にもですね、公立私立格差があってはならないのではないのかなというふうに思います。

前日のリハーサルするときも公立の保育所の場合は町のパスを使うことができる。しかし、民間の保育所は町立のパスを使うことができないので民間のバスを借りてですね、借用して借用料を払ってリハーサルも行っているということであります。ぜひ、この桜座の利用についてはですね、民間の、町内の民間の保育所が減額率 100%、免除で利用できるようなことをぜひ検討して、この規則や条例については改善に向けて検討していただきたいなと思うんですけども、見解を求めたいというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。保育所に対する使用料の減免であるとか免除につきましては各保育所とも議員おっしゃられるとおり、町の幼児教育の場であるということも認識しております。で、町内の保育所が教育委員会の所管する、まあ桜座以外的是ですね、教育委員会の所管する施設を利用する場合についてはですね、今後、公立と私立にかかわらず減額とか免除についてする方向で検討させていただこうと思っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ検討していただいて、町民の皆さんにわかるように、条例なりあるいは規則なり、改正に向けてぜひ力を尽くしていただきたいなということを添えておきたいというふうに思います。

この項につきましては以上で質問を終わります。

次、3 番目の国土強靱化地域計画について質問をしてみたいです。

2018 年、平成 30 年度に策定された、佐川町国土強靱化地域計画について、計画の進捗管理について毎年総合計画に照らして検討していくというふうに明記もされているところであります。この、膨大な量になると思いますから、この主要な施策、事業の一覧を総合計画の主要な政策事業の一覧を使用し、毎年実施をされてる総合計

画の進捗管理等、同様の検証を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を行いますというふうに続けて明記されていますので、策定後のこの3年間で実施をされた事業についてどのように検証をされ、どのようなことが課題になっているのかということとあわせて、先進的に進んだ事業あるいはなかなか進まなかった事業、顕著な事例があればそのことをあわせて説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。佐川町の国道強靱化地域計画、こちらに基づく主要な施策、事業につきましては212件ございまして、そのうち約半数が第5次佐川町総合計画と重複するものとなっております。また、事業につきましては、リスクシナリオの項目ごとに対応する事業を明記しており、重複するものもございまして、国土強靱化のみでは約70件の事業の進捗管理を行っております。

事業の評価につきましては、担当課におきまして事業ごとに定めた目標に対し、達成が100%であればA、80%以上でB、60%以上でC、60%未満をDとして評価することとしております。

令和2年度、本年度につきましてはまだ事業が完了しておりませんので、過去2カ年、30年度、令和元年度を見ますと、目標以上とまではいきませんが、約6割の事業につきましては計画通り事業を進めることができ、A判定ということになっております。また、先ほど言いましたD判定となった事業につきましては、2割強ございまして、国土強靱化計画の策定にあわせて新たに取り組みを目指したソフト事業などが含まれております。

課題となっていることにつきましては、どちらかと言えばでありますけれど、ハード事業につきましては取り組みが比較的できていているというふうに思っておりますが、ソフト事業についての取り組みが課題になっておるというふうに思っております。

あと、特に進んだ事業と進まなかった事業という御質問があったと思いますが、特に進んだ事業につきましては約6割の事業が計画通り事業を進めることができ、A判定となっております、顕著な例というのは特にございません。

進まなかった事業としましては先ほども言いましたけれど、ソフト事業、こちらのほうになろうかと思っております。例を挙げますと、住宅用の火災警報器の設置の促進、あるいは消化器の設置義務のない

事業者への消化器設置の促進や、防火講習の実施、このようなものが挙げられるのではなかろうかと思います。主にソフト事業ということになろうかと思います。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい、あの、ハード面は6割程度進んできてると。膨大な事業数に及びますので、個別に確認してくのはなかなか難しい状況もありますが、また、いろんな場でお聞かせもしていただければなというふうに思います。

さて、昨年1月からパンデミックになったこのコロナ感染防止対策にかかわってでありますけども、本当に住民の命や暮らしを脅かす、重大な危機的状況にありました。この状況の中で国土強靱化地域計画に位置づけて、対応が検討された会議が開催されたのかどうか。もし、開催されてたら、どんなテーマでどんな議論がされたのか、そこで決定されたのはどういうことが決定されたのか、概略で構いませんので説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。この国土強靱化地域計画の中でこのコロナ感染について会議を開催したことはございません。この新型コロナウイルス感染症、こちらのほうに関しましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき作成がされております新型インフルエンザ等対策行動計画、こちらによりまして国、県と連携し、対策をこうじていくこととなっております。また、同じ法律の第32条に基づきまして、緊急事態宣言が発令された場合には、全市町村が対策本部を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ一体となって対策を進めることとなっております。

以上のことから、冒頭に申しましたように新型コロナウイルス感染症に関しましては佐川町国土強靱化地域計画、こちらのほうに位置づけした会議ということで対策を検討したことはございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。ということは国土強靱化地域計画と、それからコロナ感染対策は別途の法というか、の中で、対応が検討され、実施をされてきたというふうに捉えたらいいのかなというふうに思っていますね。

それを踏まえて、2018年6月議会でこの強靱化計画に向けてです

ね、9つのリスクシナリオが最初に設定をされて、大規模災害が発生したときでも人命の保護が図れることのこの中に、5項目のところに弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態を設定することについて、見直しを求めて発言をいたしました。そのときから情勢も大きく変わっているのかなというふうに思います。その、策定したときにはこういう状況、弾道ミサイルの問題がですね、世界的にも論議もされていて、検討会議の中でも意見を出されたということでこの項目が入ったという説明を受けてるところであります。

しかし、私自身はこの弾道ミサイルの問題はこういう自然対策の一貫の中で受け止めて解決できる、対応できる問題ではないと。Jアラートをいくらならしても、この弾道ミサイルに対応して住民の命を守ることとはできないんだということも指摘もさせていただいて、見直しを求めたところであります。

以来、そのときの策定されたときの情勢も大きく変わってきているのではないのかなというふうに私自身は捉えているところであります。

総合計画の第5次の中にもリンクさせて、検討もされてると思うんですけども、こうしたことについて議論されたことがあるのかなのか。あればどういった内容であったのか御説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えを致します。この佐川町の国土強靱化地域計画、こちらのほうにつきましては平成30年度から令和4年度までの5カ年の計画となっております。以前にもお答えをさせていただいたところと重複はいたしますけれど、5年ごとにそのときの情勢等も踏まえ、計画の見直しを行い、新たな佐川町国土強靱化地域計画を策定していくこととなります。

その総合計画のほうについてでありますけれど、こちらのほうにつきましてはJアラートからの情報を確実に住民に伝えるために防災行政無線の維持管理事業や防災行政無線戸別受信機の整備、佐川町メール配信システムの維持管理など、情報伝達に関する事業や防災訓練防災学習などに関する事業、このようなものも総合計画のほうの中にもあります。

このような情報、伝達などに関する事業につきましては南海トラ

フ地震対策などの対応として同じように佐川町総合計画のほうにも位置づけられていることから、機器等の整備とか維持管理等につきましても総合計画と同様に対策を検討し、事業を進めていっておるというような内容になっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

はい。そういうふうに必要なところに必要な対策をこうじられて、予算化もし、事業課として進められてることも把握をしてるつもりであります。

現時点で朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイルは日本の上空を越えていくのではなくて、北極圏を越えてアメリカ本土を直接狙う技術の開発が進んでおり、日本の上空は通らないのではないかとということが指摘もされているところであります。また、この間、秋田や山口に配備計画をされた、陸上イージスアシュアもブースターの落下問題で白紙に戻ったところであります。私自身はブースターの問題ではなくって、こうした情勢が大きく変わったということがあるのではないかなということも捉えております。

しかし、こうした問題については、先ほども言いましたけども、Jアラート等で対応できるものではないんじゃないかというふうに思っています。

この質問をした、3年前に質問したときにもですね、過去にはもっと身近で、住民の命を脅かすさまざまな危険な事件がたくさん起きてると。米軍機の墜落事故のこともあわせて紹介いたしました。県の国への要請書にもありますけども、この間、平成6年、早明浦ダムでの米軍機墜落事故。平成11年、土佐湾での墜落。また、平成28年、土佐清水沖での墜落事故。で、2018年、黒潮牧場で近いところでの事故。で、また先日は足摺沖で潜水艦と貨物船の衝突事故等が発生をしております。そして、さらに高知県は吉野川沿いにオレンジルートが設定をされて、超低空飛行訓練が行われてきてて、これについても県を挙げて国に対しては要請をされてるところであります。

この低空飛行訓練の件数を見ましても大変な状況にあるのではないのかなというふうに思っています。2016年は32回、2017年には13回、2018年には23回、そして、2019年には116回、155機が飛来してます。そして、昨年2020年には252回、315機が飛来をしております。先週4日でしたか、午前中3機の米軍機が斗賀野の虚空

蔵山からおりてきまして、3機編成で本当にすれすれで飛行してきました。すぐに県危機管理課のほうにも連絡をしました。

普段、意識をしてない生活の中に突然こういう事態が起こると非常に身の危険を感じるところであります。小学校や保育園が下にはあって、何かあったときにはということを考えざるを得ません。こうした事態、国土強靱化地域計画を立てて、弾道ミサイルを想定するのであれば、こうしたことも含めてぜひ町としても対応を何か考えていただきたいなど。県のほうにもこういう住民からの声が上がったら報告もされているのかなとは思いますが、こうした低空飛行問題については、このリスクシナリオに設定されたこととあわせて、何か見解をもたれてるのかもたれてないのか、あればお聞きしていただければと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。現時点で町として持っている見解はございません。かなり専門的な事になりますし、自衛隊含めて県の危機管理の意見も踏まえながら、情勢が本当に変化しているのかどうなのかということについて町だけで判断できるものではありませんので、また、次、5年たったときに改訂を迎えますので、そのときに専門家の皆さんにも集まっていただいて、協議をして第2期の佐川町地域強靱化計画を策定するということになりますので、そのときに意見を踏まえながら計画策定をしていきたいというふうに思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい。国土強靱化地域計画の中ではなかなか5年というくくりの中で目の前の事態には対応するにはなかなか壁があるのかなということを感じざるを得ません。

この強靱化計画の中にも重大な項目としてですね、目標の先ほど言いました1番目の中に位置づけられています、住宅の耐震化等が位置づけられたものがあります。この木造住宅の耐震化については町独自で計画も立てられて、県の補助もいただきながら進んでくるのかなというふうに思っているところであります。いつ起こるかわからない南海地震についてですね、木造住宅の耐震化も一定進んでくるかと思うんですけど、2019年に第2期の計画が立てられているところであります。国土強靱化計画をベースにしながら、こういう計画も立てられているのかなと。また、第5次総合計画にも位置

づけているかと思うんですけど、この３年間の進捗状況、ぜひ説明していただければなと。また、３年ごとの必要な予算、それから耐震診断、それから耐震改修の件数等木造住宅にかかわってどういうふうな実績が積みされているのか、御説明いただければなというふうに思います。

建設課長（池内伸雄君）

御質問にお答えさせていただきます。木造住宅耐震化支援事業につきましては、平成 31 年 3 月に佐川町耐震改修促進計画の第 2 期計画、これは平成 31 年度から令和 7 年度までの 7 年間で策定しており、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止することを目的としまして、現行基準を満足していない建築物の耐震診断、耐震改修を初めとする耐震対策に取り組んできたところであります。

本事業のここ 3 年間の進捗状況につきましては、まず、予算につきましては当初予算ベースで平成 30 年度は 5,539 万 8 千円、令和元年度は 5,538 万 8 千円、令和 2 年度は 4,113 万 8 千円となっております。

耐震診断・耐震改修の件数につきましては、事業実績としまして、平成 30 年度は耐震診断 31 件、耐震改修 33 件。令和元年度は耐震診断 42 件、耐震改修 31 件。令和 2 年度は耐震診断 68 件、耐震改修 35 件となっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。5 千万前後の予算を組んで、30 件ちょっとの耐震改修も進んでいるという状況であります。この計画の中には耐震化率を 60% と推計して、対象の木造住宅、5,594 戸中 3,356 戸が耐震性を有しているということを想定をした上で、2025 年までに 93%、既存住宅 1,259 戸の耐震化を目標として計画が立てられているかと思います。先ほどの報告を受けまして、なかなかこの目標を達成するには厳しい状況にあるのではないだろうか。目標と実際に進んでいる事業の乖離があるのではないかなと思うんですけども、この進捗、今の報告いただいた事業の状況の中で今後、どういうふうに事業を進めていく計画があるのか、具体的なものについて説明いただければなというふうに思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。現在の耐震化率につきましては令和

2 年 12 月末時点の住宅戸数や耐震実績などの基礎数値から算出しましたところ、約 63%となっており、計画策定時の 60%から 3 %増となっておりです。第 2 期計画での耐震化の目標、住宅の耐震化率を 2025 年までに耐震化率 93%を達成するためには、今後、新築される住宅の耐震化率向上の影響を考慮しましても、年間 230 軒程度の既存住宅の耐震化が必要であるということになります。

目標値の 93%という数値につきましては、非常に高い数値目標となっておりますが、高知県耐震改修促進計画の目標値と同じくしており、高知県とともに事業を推進していくという考えのもとに設定した数値でもありますので、事業を進めていく上で高知県や関係団体と連携を図るとともに、町におきましても、現行基準を満足していない建築物所有者への戸別訪問を初め、広報、ホームページによる啓発、防災まちづくりサロンでの周知など広報啓発活動をとおして、耐震化に関する知識の普及、啓発を行い、耐震化率を向上させるための取り組みを進めたいと考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

目標がかなり高い中で、県との足をそろえながら取り組みを進められているっていうことでありますけども、県のほうも 2017 年の段階で南海大地震の発生率を 70%、今後 30 年以内に起こる確率をですね、発生率を 70%として、いろんなことを想定をされているところであります。

しかし、先も触れましたように発生率 70%ということは、いつ起きても不思議ではない。非常に厳しい状況の中に私たちは毎日を生活をしてるということになります。先ほどの県との協同ということもありますけども、限界があると思うんですが、改めてこの国土強靱化計画も独自に立てて、国との予算のパイプも少し風穴が空くんじゃないかなと思うんですけども、県とも歩調を併せることも大事かと思うんですが、県をとおしてさらに町独自ですすね、県下のモデル的なことになるような木造耐震化事業、何か、地域活用計画を活用してできないのかと、そういうことをちょっと考えるところでもあります。こうしたことを一緒にあわせて検討していただくことはできないのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。木造住宅耐震化支援事業につきましては国道強靱化地域計画が策定される以前から取り組んできたところ

ろではありますが、国土交通省住宅機構からの事務連絡としまして、住宅機構関係事業における国土強靱化予算の重点化等についての周知があり、国土強靱化地域計画に明記された事業は令和３年度から重点配分の対象となる見通しとなっております。

木造住宅耐震化支援事業の補助メニューにつきましても国土強靱化地域計画に地域計画に明記されますことから、重点配分される予算を効果的に執行しながら事業の進捗をはかっていきたいと考えております。以上でございます。

１ 番（橋元陽一君）

国土強靱化地域計画の事業の中にも国が予算化をしていくっていうことがありますので、この木造耐震化事業については、これまで以上に進んでいくことが少し見えてくるのかなっていう、御回答だったのかなっていうふうに捉えております。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 4 時 56 分

再開 午後 4 時 57 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど橋元陽一君に確認を取りましたが、本日の橋元陽一君の一般質問は４番の新産廃施設建設についてから明朝の１番に再開したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は９日の午前９時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時 58 分